

# CCAj News

Vol. 293  
 ・ 294  
 2021年  
 8・9月号

## 地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧

『地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧』をお届けします。コールセンターの新設・移転等でご活用ください。情報提供いただいた各自治体の皆さま、ご協力ありがとうございました。

◎掲載自治体一覧（全 203 自治体） ※太字は助成制度のある道県です。また、右側の数字は掲載ページです。

北海道	2	山形市	6	石川県	11	尾道市	15	松山市	19	美里町	24
札幌市	2	米沢市	7	七尾市	11	福山市	15	高知県	19	益城町	24
千歳市	2	鶴岡市	7	小松市	11	三次市	15	室戸市	20	芦北町	24
函館市	2	酒田市	7	加賀市	11	庄原市	15	南国市	20	錦町	25
岩見沢市	2	新庄市	7	かほく市	11	東広島市	15	福岡県	20	苓北町	25
滝川市	2	寒河江市	7	能美市	11	廿日市市	16	福岡市	20	大分県	25
旭川市	2	上山市	7	津幡町	11	安芸高田市	16	北九州市	20	大分市	25
北見市	2	村山市	7	穴水町	11	江田島市	16	久留米市	21	別府市	25
帯広市	3	尾花沢市	7	珠洲市	11	府中町	16	長崎県	21	中津市	25
釧路市	3	南陽市	7	内灘町	12	山口県	16	長崎市	21	日田市	25
青森県	3	中山町	8	志賀町	12	岩国市	16	佐世保市	21	佐伯市	25
青森市	3	朝日町	8	宝達志水町	12	柳井市	16	島原市	21	津久見市	25
弘前市	3	大江町	8	羽咋市	12	宇部市	16	諫早市	21	竹田市	26
八戸市	4	真室川町	8	野々市市	12	下関市	17	大村市	21	豊後高田市	26
五所川原市	4	鮭川村	8	長野県長野市	12	山口市	17	平戸市	22	杵築市	26
十和田市	4	福島県福島市	8	岐阜県岐阜市	12	周南市	17	松浦市	22	豊後大野市	26
三沢市	4	会津若松市	8	大垣市	12	徳島県	17	対馬市	22	由布市	26
むつ市	4	郡山市	8	静岡県静岡市	12	徳島市	17	杵崎市	22	国東市	26
つがる市	4	白河市	8	浜松市	13	小松島市	18	五島市	22	日出町	26
平川市	4	喜多方市	9	兵庫県神戸市	13	美馬市	18	西海市	22	九重町	26
三戸町	4	田村市	9	奈良県	13	三好市	18	雲仙市	22	玖珠町	26
五戸町	4	伊達市	9	奈良市	13	東みよし町	18	南島原市	22	宮崎県	26
七戸町	5	茨城県水戸市	9	和歌山県	13	香川県	18	新上五島町	22	宮崎市	27
六ヶ所村	5	千葉県千葉市	9	和歌山市	13	高松市	18	長与町	22	都城市	27
岩手県盛岡市	5	新潟県	10	田辺市	13	丸亀市	18	熊本県	23	延岡市	27
宮城県	5	新潟市	10	白浜町	13	坂出市	18	熊本市	23	日南市	27
仙台市	5	三条市	10	島根県	14	善通寺市	19	八代市	23	小林市	27
名取市	5	小千谷市	10	安来市	14	さぬき市	19	人吉市	23	日向市	27
秋田県	5	加茂市	10	岡山県岡山市	14	東かがわ市	19	水俣市	23	串間市	27
秋田市	5	村上市	10	広島県	14	三豊市	19	玉名市	24	鹿児島県	27
北秋田市	6	五泉市	10	広島市	14	土庄町	19	宇土市	24	鹿児島市	27
横手市	6	上越市	10	呉市	15	綾川町	19	上天草市	24	薩摩川内市	28
鹿角市	6	佐渡市	10	竹原市	15	多度津町	19	宇城市	24	奄美市	28
山形県	6	魚沼市	11	三原市	15	愛媛県	19	天草市	24	沖縄県	28

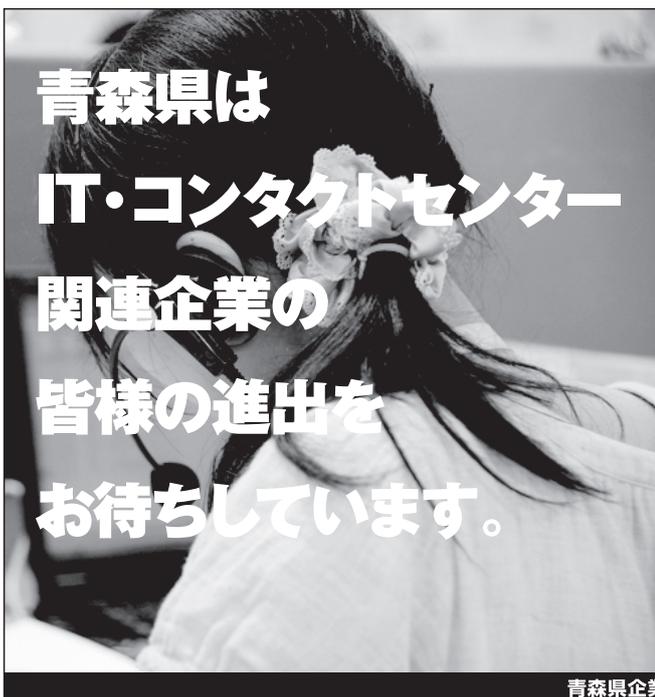
当協会の会員専用ページでは、今号に掲載した「地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧」のエクセルデータを会員限定で公開しています。閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ご希望の会員は事務局までお問い合わせください。

【会員専用ページ】 [https://ccaj.or.jp/member\\_top.html](https://ccaj.or.jp/member_top.html)

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
北海道	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成	
札幌市	①対象業種：コールセンター事業 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること	・投資額の4% 【特別対策地域に該当し、かつ地域未来投資促進法適用地域又は旧企業立地促進法の適用地域に該当する新設の場合のみ：投資額の8%】
	②補助要件：投資額2,500万円以上 雇用増5人以上 (補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2人まで)を含むことができる)	・限度額1億円 通算限度額3億円 ・雇用増1人あたり50万円(6人目から支給) 限度額5,000万円
	北海道経済部産業振興局産業振興課 TEL 011-204-5328 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index.htm</a>	
千歳市	●札幌市コールセンター・バックオフィス等立地促進補助金	
	対象：インバウンド・コールセンター、バックオフィス、本社機能移転 補助要件：【新設】新規常用雇用者と異動正社員で合計20名以上 【増設】2年間で常用雇用者及び正社員が20名以上増加 【本社機能移転】新規雇用及び異動の正社員が20名以上	【新設】最大3,000万円 人件費：正社員(新規・異動)1人50万円、その他常用雇用者(新規)10万円×3年度 【増設】最大1,000万円 人件費：増加正社員1人25万円 【本社機能移転】最大2億1,000万円 人件費：正社員(新規・異動)1人50万円、その他常用雇用者(新規)10万円×3年度 / 開設費：工事費、事務機器購入費、採用費×2分の1
	札幌市経済観光局IT・イノベーション課 TEL 011-211-2362 <a href="https://www2.city.sapporo.jp/invest/subsidy/call-back.php">https://www2.city.sapporo.jp/invest/subsidy/call-back.php</a> 札幌市東京事務所 TEL 03-3216-5090	
函館市	●コールセンター業の立地をサポートします！	
	市内でコールセンター業を実施する企業で、次の対象要件を満たすもの (1)新設・増設：投資額2,500万円超 (2)設備更新：投資額2,500万円超かつ市内操業5年超の中小企業者 (3)賃借施設での開設：開設時の常用雇用者数10人以上	①固定資産税相当額を2年間交付 ※新設・増設に限り常用雇用者3人以上増加の場合3年間 ②増加した常用雇用者(6か月以上市内居住者)1人につき30万円交付 ※1人につき1回限り ※新設・増設の場合2年間 ※開設の場合3年間 ③賃借施設の賃借料(100分の50)を3年間交付 ④研修費用を交付 ※開設から1年以内、1人20万円上限 ※各助成には限度額有
	千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係 TEL 0123-42-0522 <a href="https://www.chitose-yuuchi.jp/">https://www.chitose-yuuchi.jp/</a>	
岩見沢市	●企業立地の促進に関する条例に基づく助成制度	
	①投資額を基準とした助成 製造業、ソフトウェア業等、コールセンター事業ほか 投資額2,500万円以上、雇用増5人以上 ②雇用増を基準とした助成 ②-1コールセンター事業ほか雇用増5人以上、新設のみ ②-2ソフトウェア業ほか雇用増3人以上、新設・増設	①投資額を基準とした助成 雇用増数に応じて投資額の2.5～25%を助成 限度額2億円※本社が市外にある企業で新設の場合は5%上乗せおよび限度額3億円 ②雇用増を基準とした助成 ②-1雇用増1人あたり30万円(101人～20万円) オフィス賃借料の50%(12月間) ②-2雇用増1人あたり50万円(5年間) オフィス賃借料の50%(60月間) 限度額5年間で2億円
	函館市経済部工業振興課 TEL 0138-21-3316 <a href="http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100460/">http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100460/</a>	
滝川市	●岩見沢市新産業創出・雇用促進支援補助金	
	情報通信技術関連企業等で、次の要件のいずれかに該当する企業 ①事業開始時までに、新たに本市の市民3人以上雇用 ②本市イントラネットワークを経由した通信回線を活用する企業 ③事業所の新增築、設備機器の購入に係る投資額が20億円を超える企業	1)事業所新增築、既存物件取得：上限3,000万円 2)設備機器取得：上限5,000万円 3)事業所賃借料：上限3,000万円(3年間) 4)人材育成等：1人につき上限30万円、上限3,000万円 5)通信・電話回線：上限3,000万円(3年間) 6)固定資産税相当額(1,2に係るもの)：上限1,000万円(3年間) ※補助率、対象要件あり
	岩見沢市経済部企業立地推進室 TEL 0126-23-4111	
旭川市	●①産業創造支援事業補助金 ②滝川市店舗リノベーション支援事業補助金	
	対象要件 ①滝川市内で創業・新分野展開・業態転換に関わる事業に取り組む個人・法人など ②指定区域における空き店舗等を「店舗又は事務所」として活用する場合、その改修工事に要する経費に対し、「滝川市店舗リノベーション支援事業補助金」を交付	①【対象経費】店舗等改装費、店舗等賃借料、設備費、広報費ほか 【補助率】対象経費の1/2以内 【補助額】創業：上限50万円、新分野展開・業態転換：上限30万円 ②【対象経費】改修工事費 【補助率】沿道A：補助対象経費の2/3以内 沿道B：補助対象経費の1/2以内 【補助額】上限70万円、ただし、飲食を提供する業態、自ら商品を製造し販売する業態について上限100万円
	滝川市産業振興部産業振興課 TEL 0125-28-8009	
北見市	●旭川市工業等振興促進条例	
	①投資額2,500万円以上 ②雇用増5人以上 ただし、コールセンター業等の場合、①は要せず、②は中心市街地への立地は10人以上、それ以外への立地は20人以上	○雇用助成金：新規雇用者1人あたり30万円を3年間助成 ○課税免除：固定資産税・都市計画税を3年間免除 ○工場等設置助成金：事業所税相当額を3年間助成 ○操業助成金：通信回線使用料、ビル賃借料、電気料金、上下水道使用料から1つを選択し、年間使用料の半額を3年間助成 ※各助成額に上限あり このほか改修や研修に係る助成もあります。詳細についてはお問い合わせください。
	旭川市経済部企業立地課 TEL 0166-25-9172(直通) <a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/503/index.html">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/503/index.html</a>	
北見市	●北見市に新たに進出する市外のコールセンターに対して、次の支援を行います。	
	各補助金の対象要件は下記のとおりです。 (1)土地・建物・設備補助金 ○対象施設の固定資産評価額(土地、建物、設備の総額)が3,000万円以上かつ常用雇用者(年収130万円以上)が3人以上 (2)雇用補助金 ○常用雇用者(年収130万円以上)が15人以上	各補助金の助成内容及び限度額は下記のとおりです。 (1)土地・建物・設備補助金 ○固定資産税相当額を補助します。(上限：3,000万円/年、最大5年間) (2)雇用補助金 ○常用雇用者1人につき20万円を補助します。(上限：1,000万円/年、最大5年間)
	北見市商工観光部産業振興課 TEL 0157-25-1210 <a href="https://www.city.kitami.lg.jp/">https://www.city.kitami.lg.jp/</a>	

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
帯広市	●帯広市企業立地促進条例 コールセンターの新設・増設に対する助成	
	新設の場合は投資額 2,000 万円超え、かつ雇用 5 人以上増加すること、増設の場合は投資額 1,000 万円超え、雇用 3 人以上増加すること	投資額の 8%、一人あたり 10 万円(正規職員の場合 15 万円) 限度額: 投資額 1 億円、雇用増 5,000 万円まで
	帯広市 経済部経済室経済企画課 TEL 0155-65-4167 <a href="http://www.city.obihoro.hokkaido.jp">http://www.city.obihoro.hokkaido.jp</a>	
釧路市	●釧路市企業立地促進条例に基づくコールセンター立地の支援	
	市内にコールセンターを新設又は増設する場合で、雇用増や取得価額の一定要件を満たす場合、各種助成金を活用いただけます(要件詳細はホームページからご確認ください)。	①設備投資資金助成: 取得価額の 8/100(上限 1 億円) ②雇用助成: 1 人につき 20 万円(特例あり)(上限 3 千万円) ③土地取得助成: 取得価額の 25/100(上限 1 億円) ④事業所賃借料助成: 賃料 1/2 × 3 年(上限 5 百万円) ⑤通信回線使用料助成: 使用料 1/2 × 3 年(上限 1 千万円)
	釧路市産業振興部産業推進室 TEL 0154-31-4550 <a href="https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/san_shien/kigyoricchi/0008.html">https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/san_shien/kigyoricchi/0008.html</a>	
青森県	●青森県 IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金	
	①県の誘致企業であること ②(ア)コンタクトセンター関連企業又は(イ)情報システム・クリエイティブ関連企業であること ③操業開始時に県内からの常時雇用者が次の人数以上であること 新規(ア)5 人、(イ)3 人 増設(ア)雇用増 50 人	①新規 ・通信回線使用料: 1/2(3 年間) ・オフィス賃借料: (ア)1/4、(イ)1/2(3 年間) ・施設改修費: ((ア)のみ) 福利厚生スペース等の整備費の 1/4(1 回) ・雇用奨励費: ((イ)のみ) 県内から新規に雇用した従業員が 3 人以上の場合、1 人につき 30 万円を補助。(上限 270 万円) ②増設 ・オフィス賃借料: 1/2(2 年間)
	青森県商工労働部産業立地推進課立地推進グループ TEL 017-734-9381 <a href="https://aomori-ritti-guide.jp/">https://aomori-ritti-guide.jp/</a>	
青森市	●コールセンターを立地するなら、いまこそ青森へ!!	
	コールセンター等の新設、増設を支援します! ★優れたコストパフォーマンスと人財力 ・オフィス賃料は東京 23 区の半額以下 ・転職率・離職率が低く、勤勉な人材 所定の雇用人数・継続雇用期間・設備投資額等を満たすと右の支援を受けられます。	①オフィス入居費用を支援します! 助成額: 賃料の 1/4 限度額: 700 万円/年(36 か月) ②設備投資費用を支援します! 助成額: 減価償却資産取得額の 1/10 限度額: 1 千万円 ③雇用費用を支援します! 助成額: 正規雇用従業員 1 人につき 市内居住者 15 万円、市外居住者 5 万円 限度額: 4 千万円 ※詳しくは、下記までお問い合わせください。
	青森市経済部経済政策課 雇用創出・企業立地促進チーム TEL 017-734-2403 <a href="http://kigyoricchi-aomori.jp/">http://kigyoricchi-aomori.jp/</a> 『青森圏域企業立地ガイド』で検索!	
弘前市	●【A】弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金 【B】弘前市オフィス環境整備促進費補助金	
	【A】①情報通信業又はコールセンター業を営む市誘致企業であること ②市内での操業開始後 6 ヶ月～1 年以内に、地元従業員等が次に掲げる人数(以下「要件人数」という)以上となった企業であること ・情報通信業を営む企業 3 名 ・コールセンター業を営む企業 5 名 【B】①市の誘致企業であること ②情報通信業又はコールセンター業を営む企業であること ③市内に住所を有する従業員の数が年度末時点で 3 名以上であること	【A】(1)貸しオフィス等借上げ事業 助成内容: オフィス賃料及び共益費に交付対象月数を乗じた額の 1/4 以内の額 限度額: 予算の範囲内(36 か月) (2)地元従業員新規雇用事業 助成内容: 市内に住所を有する従業員(新規で 3 か月以上雇用)のうち、要件人数を超えるもの 1 人につき 30 万円 限度額: 予算の範囲内(3 か年度。但し、2 年度目以降は純増分のみ対象) 【B】(1)オフィス改修支援 助成内容: オフィス改修に要する経費の 1/2 以内の額 限度額: 250 万円 (2)人材育成支援 助成内容: 職員研修の開催や受講に要する経費の 1/2 以内の額 限度額: 50 万円
	弘前市商工部産業育成課 TEL 0172-32-8106 <a href="http://www.city.hirosaki.aomori.jp/">http://www.city.hirosaki.aomori.jp/</a>	

青森県



青森県は  
IT・コンタクトセンター  
関連企業の  
皆様の進出を  
お待ちしております。

青森県企業誘致推進協議会

勤勉で粘り強い人材

進いただいた企業の皆様からは、まじめな勤務姿勢や定着率など、高い評価をいただいています。

サポート体制

進出に向けての物件紹介や地元新聞への求人広告掲載による人材確保等のサポートをしています。

優遇制度

通信料、賃料などに対する助成制度があります。また、県の助成の他、市町村の補助制度も併用可能です。

青森県

ご相談・お問い合わせ

商工労働部 産業立地推進課  
tel.017-734-9381

青森県青森市長島1-1-1

東京事務所 企業誘致課  
tel.03-5212-9113

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7階

名古屋産業立地センター  
tel.052-259-7688

愛知県名古屋市中区栄4-16-36 久屋中日ビル2階

「青森県産業立地ガイド」ホームページ  
<http://aomori-ritti-guide.jp>

青森 産業立地

検索

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
八戸市	<b>●八戸市IT関連企業立地促進事業補助金及び雇用奨励金</b>	
	①市の誘致企業であること ②IT関連業務を行う企業であること ③操業開始から6か月以上業務を継続していること ④賃料補助金は従業員が5人以上、雇用奨励金は20人以上であること(ソフトウェア業等は3人以上)	【補助金】賃料の1/4、上限600万円/年度 (操業開始6か月経過後5年以内に通算3年間) ※ソフトウェア業等は上限200万円 【雇用奨励金】10人を超える者1人につき30万円、上限6,000万円(操業開始から3年以内) ※ソフトウェア業等は1人につき30万円、上限1,200万円
	八戸市商工労働観光部産業労政課 TEL 0178-43-9048	<a href="https://www.hachinohe-yuchi.jp/">https://www.hachinohe-yuchi.jp/</a>
五所川原市	<b>●【A】五所川原市雇用奨励対策事業費補助金 【B】空き工場等賃借料補助事業</b>	
	【A】①市の誘致企業 ②テレマーケティング関連企業 ③地元からの雇用が10人以上 等 【B】①空き工場等の使用に関し、1年以上の契約を締結する者 ②コールセンター業他 ③新規雇用者を一定数以上(コールセンター業は5人以上)採用する者等	【A】助成内容:6ヶ月以上の継続した雇用が確認された者が10人を超える1人につき、市内居住者15万円、市外居住者5万円。限度額:予算の範囲内 【B】補助対象経費:空き工場等の賃借料(税抜き)の2分の1以内の額、もしくは10万円のいずれか低い額(敷金、礼金、保証金および仲介手数料を除く) 補助期間:1事業につき連続する24カ月間を限度とする
	五所川原市経済部商工労政課 TEL 0173-35-2111(2554)	<a href="http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akikoujo.html">http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akikoujo.html</a>
十和田市	<b>●十和田市企業立地奨励条例</b>	
	①製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業であること ②固定資産投資額が1,500万円以上であること ③新たに常時雇用する地元従業員数について 新設:10人(製造業以外は5人)を超えること 増設:5人(製造業以外は3人)を超えること	(1)固定資産税課税免除 3か年度 (2)雇用奨励金 新設:10人(製造業以外は5人)を超える従業員1人当たり50万円 増設:5人(製造業以外は3人)を超える従業員1人当たり50万円(上限:1億円) (3)立地奨励金 固定資産投資額の1/10、限度額5億円
	十和田市農林商工部商工観光課 TEL 0176-51-6773	<a href="http://www.city.towada.lg.jp/">http://www.city.towada.lg.jp/</a>
三沢市	<b>●三沢市企業立地促進条例</b>	
	①市又は県の誘致企業であること ②市内に事務・事業所を設置すること ③地元雇用の従業員(派遣社員含む)数が20人を超えること	(1)立地促進奨励金 オフィス賃料の1/4、限度額:1,000万円(3年間) (2)雇用促進奨励金 規定数(20人)を超える地元雇用の従業員(派遣社員含む)1人につき年間5万円、限度額:5,000万円(3年間) (3)環境保全施設等奨励金 付帯施設・設備の取得費用の1/2、限度額:5,000万円
	三沢市経済部産業観光課産業支援係 TEL 0176-53-5111	<a href="http://www.city.misawa.lg.jp/">http://www.city.misawa.lg.jp/</a>
むつ市	<b>●むつ市情報通信関連産業立地促進費補助金</b>	
	①市の誘致企業であること ②市内に新たに情報システム関連産業及びコンタクトセンター関連産業を営む事業所を設置すること ③操業を開始した日に従業員等が2人以上であること ④市税の滞納がないこと	(1)オフィス等賃借補助金 オフィス等の賃借料及び共益費の1/4(3年間) (2)雇用促進補助金 6ヶ月以上継続して雇用した従業員等5人を超える1人につき市内居住者50万円、市外居住者10万円(3年間、1人1回) (予算の範囲内)
	むつ市経済部産業振興雇用政策課 TEL 0175-22-1111(2652)	<a href="http://www.city.mutsu.lg.jp/">http://www.city.mutsu.lg.jp/</a>
つがる市	<b>●つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金</b>	
	①市の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業であること ③操業開始時点において、当該企業の市内から雇用する従業員が10人以上であること	(1)10人を超える部分の地元雇用者(3か月以上継続して市内に住所を有し6か月以上継続して雇用されている)1人につき年額50万円を交付。(限度額は3年間で3,000万円) (2)貸しオフィス等賃料に要する経費の1/4または年額700万円のいずれかの低い額(限度額は3年間で2,000万円)
	つがる市商工観光課 TEL 0173-42-2111 (433)	<a href="http://www.city.tsugaru.aomori.jp/">http://www.city.tsugaru.aomori.jp/</a>
平川市	<b>●平川市工場等設置促進条例</b>	
	①土地を除く投下固定資産の額が新設3,000万円以上、増設2,000万円以上であること ②新たに常時雇用する地元従業員数が10人以上であること	①固定資産税課税免除:5年②普通財産減額貸付:無償(3年)無償期間終了後時価2分の1以内(5年)③補助金:土地・建物賃借料の1/3、限度月額10万円(3年) ④雇用奨励金:市民10人を超える1人につき年間20万円、限度額2,000万円⑤工場等誘致奨励金:5,000㎡以上の用地取得費用の1/5(1㎡当たり1万円を超える場合)、限度額2,000万円
	平川市経済部商工観光課 TEL 0172-44-1111	<a href="http://www.city.hirakawa.lg.jp/">http://www.city.hirakawa.lg.jp/</a>
三戸町	<b>●三戸町立地企業雇用奨励金</b>	
	①町の誘致企業で、資本の額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の事業所であること。	(1)対象事業所が開設に伴い10人を超える人数の新規従業員を継続して1年雇用した場合、継続して雇用した新規従業員の人数に応じて奨励金を交付(町内従業員10万円、町外従業員5万円)限度額3千万円 (2)交付対象となる1年の期間は、対象事業所の操業開始後3年以内
	三戸町まちづくり推進課 TEL 0179-20-1117	<a href="https://www.town.sannohe.aomori.jp/">https://www.town.sannohe.aomori.jp/</a>
五戸町	<b>●五戸町企業立地推進条例</b>	
	①情報通信業であること ②新設及び増設で、以下のいずれかを満たすこと ・投下固定資産総額が2,700万円以上 ・町内に住所を有する従業員を10名以上新たに雇用	【立地奨励金】土地整備工事費に100分の1を乗じて得た額(上限500万円) 【操業奨励金】土地取得及び建物建設:各年度の固定資産税額(5年間)敷地及び建物賃借:各年度賃借料の1/3(3年間) 【雇用奨励金】町内居住新規雇用者×10万円+町外居住新規雇用者×5万円(上限500万円)
	五戸町総合政策課 TEL 0178-62-2111	<a href="http://www.town.gonohe.aomori.jp/">http://www.town.gonohe.aomori.jp/</a>

自治体	●事業名（期間）またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
七戸町	●七戸町企業立地促進条例	
	町内に工場等を新設または増設 新設…投下固定資産 2,000 万円以上または新規従業員 10 人以上 増設…投下固定資産 2,000 万円以上または新規従業員 5 人以上	【立地奨励金】・用地取得費もしくは家屋や償却資産の整備費に対し助成 【雇用奨励金】・新規に雇用した従業員数に応じて助成 【操業奨励金】・新設・増設に係る固定資産税相当額を 3 年間助成
	七戸町企画調整課 TEL 0176-68-2940 <a href="http://www.town.shichinohe.lg.jp/jigyo/shien/jyosei/post-53.html">http://www.town.shichinohe.lg.jp/jigyo/shien/jyosei/post-53.html</a>	
六ヶ所村	●六ヶ所村工場等設置奨励条例	
	①土地を除く投下固定資産の額が 2,300 万円以上であること。 ②村民の従業員数が 2 人以上であること。	(1) 固定資産税課税免除 5 年間 (2) 普通財産無償（減額）貸付 10 年以内 (3) 雇用奨励金 村民従業員 2 人を超える人数 1 人につき年間 10 万円交付 3 年間、限度額：500 万円 / 年 (4) 福利厚生施設奨励金 当該施設に対して課される固定資産税相当額を交付 3 年間、限度額：300 万円 / 年
	六ヶ所村政策推進課 TEL 0175-72-8136 <a href="http://www.rokkasho.jp/">http://www.rokkasho.jp/</a>	
盛岡市	●盛岡市の企業誘致優遇策 コンタクトセンター・ニュービジネスに対する優遇措置	
	①新規雇用に関する助成措置 ②通信回線使用料の助成措置 ③事業所賃借料の助成措置	①操業を開始した日から 1 年 3 月以後に 1 回に限り市民である新規雇用者 1 人につき 20 万円を認定事業者に助成（上限 2,000 万円） ②通信回線使用料の 1/2 以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から 3 年度間助成（単年度上限 500 万円） ③事業所の賃借料の 1/3 以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から 3 年度間助成（単年度上限 500 万円） ※②③の助成を重複して受けることはできません
	盛岡市商工労働部ものづくり推進課 TEL 019-626-7551 <a href="http://www.city.morioka.iwate.jp/">http://www.city.morioka.iwate.jp/</a> トップページ⇒「事業者の皆さんへ」⇒「事業者支援」⇒「企業誘致」⇒「工場等設置優遇制度・商工団体」	
宮城県	●宮城県コールセンター関連支援制度 IT 特区（民間投資促進特区）（令和 6 年 3 月 31 日まで）	
	・対象業種：コールセンター，その他 6 業種 ・区域：石巻市など県内 6 市町 ※詳しくは、宮城県新産業振興課のホームページから、「IT 特区」のリンクをご覧ください。 <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/hukkoutokku-it.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/hukkoutokku-it.html</a>	①税制上の優遇措置 ※(1)～(3)までの特例措置については、各年度において選択適用となります。 (1) 新規立地促進税制（新規立地企業を 5 年間、実質無税とする措置）※雇用等被害区域を含む市町のみ (2) 特別償却又は税額控除，(3) 法人税等の特別控除 (4) 開発研究用資産の特例，(5) 地方税の課税免除
	宮城県経済商工観光部新産業振興課 TEL 022-211-2479 <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/</a>	
仙台市	●特定コールセンター立地促進助成金	
	〈対象事業所〉特定コールセンター（インバウンド）の新設、増設、市内移転 〈要件〉投下固定資産相当額 3 千万円以上（市内中小企業者の場合は 1 千万円以上） ※その他の助成制度は、企業進出ガイド（下記 URL 参照）に掲載しています。	〈助成内容〉 1. 基本助成（新設・増設・市内移転）基本額：新規投資に係る固定資産税等相当額の 100%（賃借にも対応） 期間：3 年間（重点加算地域 + 2 年） 2. 雇用加算 加算額：新規雇用者が 20 人以上を条件に、正社員 60 万円 / 人（限度額：なし）、その他の雇用者 10 万円 / 人（限度額：5 千万円）を加算 なお、新規雇用者要件あり。
	仙台市経済局企業立地課 TEL 022-214-8276 <a href="http://www.city.sendai.jp/invest/index.html">http://www.city.sendai.jp/invest/index.html</a> 仙台市総務局東京事務所 TEL 03-3262-5765 <a href="http://www.city.sendai.jp/tokyojimu/shise/security/kokai/annai.html">http://www.city.sendai.jp/tokyojimu/shise/security/kokai/annai.html</a>	
名取市	●コールセンターやソフトウェア業に特化した支援制度（名取市情報通信関連企業立地促進制度）	
	市内へコールセンター、ソフトウェア業等の立地を行う企業に対して各種助成を行っております。 対象業種：コールセンター、BPO オフィス、ソフトウェア業（詳細についてはお問い合わせください）	①雇用奨励金：新規常時雇用者 30 万円 / 人、新規短時間・派遣労働者 24 万円 / 人（限度額：5,000 万円） ②加算奨励金：投下固定資産額の 1/10（限度額 5,000 万円）、年間通信回線使用料 1/6（限度額 1,000 万円）、年間の建物及び設備機器賃借料 1/6（限度額 1,000 万円）
	名取市役所生活経済部商工観光課 TEL 022-724-7148 <a href="https://www.city.natori.miyagi.jp/">https://www.city.natori.miyagi.jp/</a>	
秋田県	●①あきた企業立地促進助成事業補助金 ②はばたく中小企業投資促進事業補助金	
	業種：①②共通 コールセンター（インバウンド業務）、マネジメント・サービス・プロバイダ、データセンター、ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業等の企業 投資額：① 3 億円以上 ② 1 億円以上 3 億円未満（①②土地代除く） 雇用：新規常用雇用① 10 人以上 ② 5 人以上	建物・機械設備等の投下固定資産：① -1 10% ② -1 10%（①②とも要件に応じた補助率加算あり） 交付限度額：① 5 億円 ② 3 千万円（①②とも要件に応じた限度額加算あり） ※「本社機能等移転促進補助金」とあわせて設備投資を行う場合、雇用要件が緩和されます。
	秋田県産業集積立地支援班 TEL 018-860-2250 <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10437">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10437</a> <a href="http://common3.pref.akita.lg.jp/kigyo-rich/">http://common3.pref.akita.lg.jp/kigyo-rich/</a>	
秋田市	●コールセンターの立地促進を図るための助成	
	市内への新設を行う企業で、次のいずれかの要件に該当するもの (1) 大型投資の場合：投下固定資産総額 3,000 万円超・新規雇用 5 人以上 (2) オフィス入居の場合：市街化区域への立地、新規雇用 5 人以上	①操業促進助成金 投下固定資産の 3% ②建物賃借助成金 中心市街地・商業地域 → 50% × 3 年 その他の市街化区域 → 25% × 3 年 ③雇用促進助成金 正規雇用 50 万円、非正規雇用 10 万円
	秋田市産業振興部企業立地雇用課 TEL 018-888-5733 <a href="https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kigyoricchi/1006880.html">https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kigyoricchi/1006880.html</a>	

岩手県

宮城県

秋田県

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
北秋田市	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●北秋田市産業振興促進条例	
	北秋田市に工場等を新設又は増設 ・工場等の種類:工場、研究施設、農林業用施設、情報サービス関連施設、コールセンター等関連施設 ・指定基準:①雇用要件、②投資要件 (1)工場、農林業用施設の新設 ①5人以上、②3千万円以上 (2)工場、農林業用施設の増設 ①3人以上、②2千万円以上 (3)研究施設、情報サービス関連施設、コールセンター関連施設の増設、新設 ①5人以上、②1千万円以上	1. 操業の日から3年以内の新規雇用者1名につき30万円交付/上限1,500万円 2. 新設、増設した施設及び設備に係る固定資産税を5年間免除 3. ISO認定取得にかかる経費の20%を助成/上限500万円 4. 新設、増設した施設及び設備にかかる経費の10%を助成/上限10,000万円 5. 敷地内の雪対策に係る除雪機の購入、消融雪施設等の設置に係る経費の50%を助成/上限500万円 6. 新設、増設のための土地の取得に要した費用を50%助成/上限2,500万円 7. 事業に係る土地及び施設の賃借料の50%を助成/上限500万円(1年)/補助期間5年間
北秋田市産業部 商工観光課 TEL:0186-62-5360 E-mail:syoukou@city.kitaakita.akita.jp <a href="http://www.city.kitaakita.akita.jp/">http://www.city.kitaakita.akita.jp/</a>		
横手市	●IT・ソフトウェア関連企業立地優遇制度助成金	
	◆対象要件:新規に3名以上の正規雇用を行う法人 ◆対象業種:ソフトウェア業、コールセンター、BPOオフィス、データセンター他 ※条件により助成内容上乘せの【特認事業】の認定や他助成制度あり。要相談。	◆雇用奨励金 1人あたり30万円(1回限り) ◆従業員家賃負担の助成 15,000円/人・月又は会社負担額のうち少ない額(2年間) ◆事務所取得経費の助成 30%(上限1,500万円、3年以内1件限り) ◆事務所賃借料の助成 30%(上限300万円/年並びに5千円/坪・月、5年間) ◆通信費助成 50%(上限200万円/年、5年間)
横手市商工観光部企業誘致課 TEL:0182-32-2116 Mail:kigyoyuchi@city.yokote.lg.jp		
鹿角市	●鹿角市企業立地促進条例	
	【対象要件】 鹿角市に工場を新設する企業で、鹿角市に住所を有する者を新たに5人以上雇用すること	【助成内容】・投下固定資産の10% ・土地及び建物賃借料の100%(3年間、4・5年目は50%) ・設備機器リース料の30%(3年間) ・工業団地を取得した場合、取得額の10% ・市内に住所を有する者を新たに雇用した場合、1人あたり30万円(3年間・純増分) ・除雪に要した経費の50%(3年間) 【限度額】総額1億5千万円
鹿角市産業部産業活力課 TEL0186-30-0250 <a href="http://www.city.kazuno.akita.jp/">http://www.city.kazuno.akita.jp/</a>		
山形県	●山形県ソフト産業立地促進補助金	
	助成要件:コールセンター事業(バックオフィス業務を含む)を展開する企業で、取得した用地に事業所を建設し、操業の開始に伴い新規地元常用雇用者が10名以上であること	雇用奨励金:地元常用雇用者等1名当たり30万円 そのほか、固定資産(土地を除く)取得に対する助成あり。
山形県工業戦略技術振興課産業立地室 TEL023-630-2690 <a href="http://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/index.html">http://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/index.html</a>		
山形市	●山形市オフィス立地促進事業助成金	
	市の誘致によりコールセンターの新設を行う企業で次の要件のいずれにも該当するもの (1)市外に主たる事務所又は事業所を有する企業 (2)事業開始時において、地元常用雇用者を新たに10名以上雇用	①通信回線使用料:1年分の通信回線使用料の1/3 ②事務所賃借料:1年分の事務所賃借料の1/3(原則3年間) ③新規雇用創出費:地元常用雇用者等1人あたり20万円(2年目、3年目にそれぞれ10名以上増員した場合にも適用) ④初期費用:新設に必要な工事費等の1/2(上限100万円) 限度額:総額1億円(3年間通算)
山形市商工観光部雇用創出課企業誘致グループ TEL:023-641-1212(内線417) <a href="http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kakuka/shoko/koyosoyutsu/sogo/">http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kakuka/shoko/koyosoyutsu/sogo/</a>		



北秋田市ふるさと大使 Hello Kitty

# コールセンター・IT関連企業は 北秋田市へ!

進出後もきめ細やかなサポートで対応します

約70分  
飛行機

人材確保

有効求人倍率 **0.60**(一般事務員)

※ハローワーク鷹巣2021年4月現在

優遇制度

新規雇用 **30万円/人**※このほかにも**全国トップ級の優遇制度**を用意しております。

お問い合わせ 産業部 商工観光課 | TEL:0186-62-5360 | E-mail:syoukou@city.kitaakita.akita.jp

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
米沢市	<b>●米沢市企業立地促進助成金</b>	
	米沢八幡原中核工業団地や米沢オフィス・アルカディアへ新たに立地し、土地 1,500 m <sup>2</sup> 以上取得、投下固定資産額 5,000 万円以上、土地取得から 3 年以内に操業開始、新規の地元常用雇用者 10 人以上を確保する条件を満たすこと。	①土地取得費の 30%、②建物取得費の 1.5%、③償却資産取得費の 10%、④新規の地元常用雇用者で操業から 1 年以上雇用した人数×30 万円(上限 1,500 万円) ※①～④の合計の上限 2 億円 ※②③は米沢オフィス・アルカディアへ立地の場合のみ。 ※上記助成金のほか、固定資産の課税免除あり。詳細は下記まで。
米沢市産業部商工課企業立地推進室 TEL 0238-22-5111 (内線 4107、4108) <a href="http://invest-yonezawa.jp/">http://invest-yonezawa.jp/</a>		
鶴岡市	<b>●国内唯一のユネスコ食文化創造都市山形県鶴岡市に立地しませんか？</b>	
	【対象要件】 鶴岡市内に住所を有する常用雇用者の人数により助成金を交付します。 条件 1：操業から 1 年間 15 人以上雇用している 条件 2：2 年目、3 年目において前年から 10 人以上増加している	【助成内容/限度額】 条件 1：15 人から 29 人まで 15 万円/人、 30 人以上 30 万円/人 条件 2：10 人以上の増加 30 万円/人 ※限度額 条件 1 と条件 2 の合計額 1 億円以内
鶴岡市商工観光部商工課 TEL 0235-25-2111 (内線 593) <a href="http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/kigyoricchi/index.html">http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/kigyoricchi/index.html</a>		
酒田市	<b>●酒田市の支援制度</b> ①酒田市情報通信関連企業立地促進助成金 (ほか②用地取得助成、③設備投資助成)	
	①酒田市情報通信関連企業立地促進助成金 対象要件：市内でコールセンター事業を新たに行う企業(席数 30 席以上かつ地元雇用 30 人以上) ほか、②用地取得助成金(新設 1,000 m <sup>2</sup> 以上)、③設備投資助成金(取得額 2,000 万円超)	①(1)【建設型】限度額 1.5 億円(10 年間)、純増稼働席 30 万円/席、(2)【賃借型】限度額 1 億円(3 年間)、純増稼働席 45 万円/席、建物賃借料・通信回線使用料の 1/2、②用地取得助成金：限度額 3 億円、雇用者数により 20%～50%助成、③設備投資助成(機械・装置、工具・備品等)
酒田市地域創生部商工港湾課 企業立地・産業振興係 TEL 0234-26-5361 <a href="http://www.city.sakata.lg.jp/kigyoy/">http://www.city.sakata.lg.jp/kigyoy/</a>		
新庄市	<b>●①新庄市用地取得助成金 ②新庄市企業立地等雇用促進奨励金</b>	
	①工業団地用地を取得し、新規雇用者 5 名(大企業は 30 名)以上で 5 年以内に操業した企業 ②工場等の新設、増設等の移転に要する固定資産取得額が 300 万円(大企業は 1 千万円)以上かつ新規雇用者を 3 名(大企業は 10 名)以上 1 年間継続して雇用。	①用地取得金額の 30%助成(限度額:1 億円) ②固定資産取得額に応じて市内居住の新規常用雇用者 1 名あたり 30 万円 又は 50 万円(限度額:2 千万円)
新庄市商工観光課企業立地・商工振興室 TEL 0233-29-5847 <a href="https://www.city.shinjo.yamagata.jp/kigyoy/020/">https://www.city.shinjo.yamagata.jp/kigyoy/020/</a>		
寒河江市	<b>●寒河江市企業立地促進補助金</b>	
	寒河江市土地開発公社が分譲する、寒河江中央工業団地への立地企業が対象 用地取得後 3 年以内に事業で使用することが要件	用地取得額の 20%・30%・50%を補助(限度額 3 億円) 寒河江市民の新規常用雇用者数や取得面積に応じて 30%または 50%を適用(20%は要件なし)
寒河江市商工推進課企業誘致推進室 TEL 0237-85-1489 <a href="https://www.city.sagae.yamagata.jp">https://www.city.sagae.yamagata.jp</a>		
上山市	<b>●上山市の支援制度</b> ①上山市中小企業設備投資促進補助金 ②上山市産業人材市内誘導奨励金	
	対象：市内に本社または事業所を持つ中小企業 ①上山市中小企業設備投資促進補助金 設備投資額が 100 万円以上である機械装置や建物等 ②上山市産業人材市内誘導奨励金 新規雇用された市民又は市外から市内へ転入した社員	①設備投資額の 5%を補助金の額とし、100 万円を上限額とします。 ②対象労働者 1 名につき、25 万円を奨励金として事業者へ交付します。1 事業者あたり、年度当たりの交付上限額を 100 万円とします。
上山市商工課 企業誘致推進室 TEL 023-672-1111(内線 183) ① <a href="https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/9/tyuusyokigyouseitubitousi.html">https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/9/tyuusyokigyouseitubitousi.html</a> ② <a href="https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/9/shinaiyudo.html">https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/9/shinaiyudo.html</a>		
村山市	<b>●村山市企業立地補助金 ～企業の立地や設備投資を支援する事業を実施します！～</b>	
	【適用要件】 常時 3 名以上雇用する事業者が 2,700 万円以上の設備投資(土地購入、建物の新築・増築、償却資産の取得等)をした場合	設備投資に係る固定資産税相当額を 3 年間交付。 更に、市内居住者を常用雇用として 1 年以上雇用した場合は 1 名につきを 10 万円を交付。そのほか、水道使用量が 1,000 m <sup>3</sup> 以上の場合は水道料金の 2 分の 1 (上限 500 万円)を 3 年間交付。
村山市商工観光課 TEL 0237-55-2111 (内線 153) <a href="http://www.city.murayama.lg.jp/jigyosha/kigyoy_ritchi/kigyoyouhojo.html">http://www.city.murayama.lg.jp/jigyosha/kigyoy_ritchi/kigyoyouhojo.html</a>		
尾花沢市	<b>●尾花沢市企業立地促進奨励金 ～ここ尾花沢から飛躍が始まる！～</b>	
	【適用要件】・投下固定資産税額が 1,000 万円以上 ・常時雇用者が、5 人以上の新規雇用  ※各種奨励金には要件等がありますので、詳細はお問合せ願います。	①用地取得奨励金：取得価格の 40% [限度額 1 億円]、②雇用奨励金：常時雇用者(市内居住者)が新規雇用されたとき、③操業奨励金：市内に新設した場合は、土地、建物、機械設備等の固定資産相当額、④排水処理施設整備奨励金：施設整備に要した経費の 2/3 以内、⑤雪対策奨励金：工場敷地内の雪対策のために実施した措置に係る経費
尾花沢市商工観光課 企業振興室 TEL 0237-22-1111[内線 255] <a href="http://www.city.obanazawa.yamagata.jp/1087.html">http://www.city.obanazawa.yamagata.jp/1087.html</a>		
南陽市	<b>●南陽市企業立地奨励金</b>	
	1. 対象業種：日本標準産業分類による製造業、情報通信業、運輸業及び卸売業 2. 対象要件：南陽市内に事業所を「新設」又は「増設」する事業者(個人事業者を含みます) ※「新設」、「増設」ともに空き事業所を取得する場合を含みます。	○固定資産税相当額奨励金 交付要件：投下資本額が、3,000 万円以上であること 交付額：家屋及び土地に係る固定資産税相当額(3 年間) ○用地取得奨励金 交付要件：投下資本額が、5,000 万円以上であること 交付額：用地取得費×10%(工業団地以外は 8%) ○建物取得奨励金 交付要件：投下資本額が、5,000 万円以上であること 交付額：建物取得費×5%(投下資本額 5 億円超部分は 3%)
南陽市商工観光課 商工労政係 TEL 0238-40-8294 <a href="http://www.city.nanyo.yamagata.jp/kigyoyuziyouho/101">http://www.city.nanyo.yamagata.jp/kigyoyuziyouho/101</a>		

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
中山町	●中山町の支援制度 ①中山町企業立地促進補助金 ②土地開発公社工業団地企業立地奨励費 ③税の優遇措置	
	①中山町企業立地促進補助金：なかやま西部工業団地に立地する企業 ②土地開発公社工業団地企業立地奨励費：土地開発公社からなかやま西部工業団地用地を取得する企業 ③固定資産税の課税免除：なかやま西部工業団地に立地する企業	①補助率：用地取得額の30%、町内在住者を新たに3名以上常用雇用する予定の企業は35% ②補助率：用地取得額の2% ③固定資産税(土地、建物、動産)の5年間課税免除
	中山町産業振興課 TEL 023-662-2114 <a href="https://www.town.nakayama.yamagata.jp">https://www.town.nakayama.yamagata.jp</a>	
朝日町	●朝日町産業立地奨励金	
	対象業種：商業・サービス業等 町内に工場等の新設または増設する事業主で、設備投資額が300万円以上の場合	①投下固定資産額等(②に係るものを除く。)の10%(上限1,000万円) ②投下固定資産額等のうち、用地取得額(整地等造成費含む。)の30%及び用地賃借料3年分相当額(上限3,000万円) ③新設又は増設に伴い新規雇用された町内雇用者×30万円
	朝日町役場総合産業課商工観光係 TEL 0237-67-2113 <a href="https://www.town.asahi.yamagata.jp">https://www.town.asahi.yamagata.jp</a>	
大江町	●大江町新規学卒者等町内就労促進助成金	
	町内に住所を有する新規学卒者等で、卒業した月の翌月から起算して3年以内に事業所に正規の従業員として就職した者	1人当たり10万円
	大江町政策推進課商工振興係 TEL 0237-62-2139 <a href="http://www.town.oe.yamagata.jp">http://www.town.oe.yamagata.jp</a>	
真室川町	●真室川町産業振興条例 各種奨励金制度	
	①町内に事業場を新・増・移設する事業主 ・投資額300万円以上・工場面積400㎡以上 ・建物面積10㎡以上 ②町民を新たに雇用する事業主・常時雇用者3人以上 ③福利厚生施設を整備する事業主・操業開始から5年以内で①の事業場立地と一体の福利厚生施設	①-1用地建物取得奨励金・用地取得価格の30%、建物取得価格の10%相当額(上限1,000万円) ①-2操業奨励金・固定資産税相当額及び法人町民税均等割額相当分(3年) ②雇用奨励金・常用雇用者(町内居住者)1名につき年30万円 ③厚生施設整備奨励金・施設整備費の50%以内、又は100万円のいずれか低い額
	真室川町役場企画課産業交流係 TEL：0233-62-2050 <a href="https://www.town.mamurogawa.yamagata.jp">https://www.town.mamurogawa.yamagata.jp</a>	
鮭川村	●鮭川村企業誘致条例 各種奨励金制度	
	村内に事業場を新・増・移設する企業で、次の要件のいずれにも該当するもの (1)投下固定資産額500万円以上 (2)常時雇用者を2人以上新規雇用等	①用地取得奨励金：取得価格の5%以内、上限500万円/②雇用奨励金：常時雇用者(村内居住者)1年以上雇用の場合、1人につき30万円/③操業奨励金：新設等に係る土地・建物・機械設備等の固定資産税及び法人税割村民税(課税年度から3年間)【その他の奨励金等制度についてはお問い合わせください】
	鮭川村産業振興課 林政商工係 TEL：0233-55-2111(内線253) <a href="http://www.vill.sakegawa.yamagata.jp/">http://www.vill.sakegawa.yamagata.jp/</a>	
福島県	●ゆとり満喫福島オフィス開設支援補助金	
	主な交付要件 ①県外に本社を有し福島市内に新たに本社等のオフィスを移転・開設すること、②操業から3年以上の企業、③常用雇用の「転入者」若しくは「二地域居住者」が1人以上いること。 ※営業所及び小売店舗は該当になりません。	①オフィス改修費、設備購入費3/4補助 上限500万円 ※本社機能移転の場合のみ ②市内空き物件等調査のための交通費 1/2補助 上限10万円 ③オフィスの引っ越し費用 1/2補助 上限100万円 ④ゆとり満喫エールパスポート(転入支援助成金、家族の引っ越し支援金、市民農園使用料無料、入浴回数券等贈呈、くだもの木オーナー無料提供) ※異動した常用雇用者対象
	福島市商工観光部企業立地課 TEL024-525-3723 <a href="https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shigoto/yuchiguide/index.html">https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shigoto/yuchiguide/index.html</a>	
会津若松市	●会津若松市企業立地促進条例	
	市内でコールセンターを設置された企業について、各種要件を満たす場合、要件に応じた支援制度を準備しています。詳しい内容については、ぜひ当課までお問い合わせください。	①企業立地奨励金：固定資産税相当額(土地、建物)を3年間交付(限度額なし) ②賃貸借型企業立地奨励金：1年間の建物賃借料の4分の1相当額を3年間交付(上限500万円) ③雇用奨励金：会津若松市民の新規常勤従業員数×10万円を交付
	会津若松市観光商工部企業立地課 TEL0242-39-1255 <a href="https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/soshiki/kigyoritchika/">https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/soshiki/kigyoritchika/</a>	
郡山市	●郡山市企業立地促進事業(賃借型)に基づく操業補助金・雇用促進補助金	
	市内に賃借物件によりコールセンター等を新設・増設する次の要件を満たすもの 新設・増設した日から60日以内に新規雇用者を10人以上(中小企業者は、5人以上)雇用し、引き続き1年以上雇用すること。	①操業補助金 業務の用に供する土地及び建物の年間の賃借料の2分の1以内を3年間補助(各年度最大500万円) ②雇用促進補助金 新規雇用者1人につき正社員10万円(短時間・有期雇用職員は5万円)を補助(最大2,000万円)
	郡山市産業観光部産業創出課 TEL024-924-2271 <a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/sangyo_business/kigyoyuchi/10258.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/sangyo_business/kigyoyuchi/10258.html</a>	
白河市	●企業立地の促進を図るための助成	
	市内に工場又は事業所を新設、増設する事業者に対して奨励措置を適用します。 ○対象区域：①指定区域(白河市複合型拠点整備事業区域、東北部工業団地、堂山業務団地、滑里川工業団地、大信第2工業団地) ②指定区域外(指定区域以外の区域)	①立地奨励金：工場等の新設等に係る土地・家屋・償却資産に対する固定資産税相当額を交付 ②雇用促進奨励金：常時雇用居住者1人あたり：10万円(市内)/5万円(市外) ③環境整備奨励金：緑化及び緑地整備事業に要する費用の1/2以内 ④工業用水道奨励金：工業用水道使用料の1/2相当 いずれも対象要件を満たす場合に該当。詳細はお問い合わせください。
	白河市産業部商工課企業立地係 TEL0248-21-5970 <a href="http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page000167.html">http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page000167.html</a>	

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
喜多方市	●工場等設置助成金	
	設備投資総額 1,500 万円以上、または用地取得 1,250 m <sup>2</sup> 以上、または建築面積 250 m <sup>2</sup> 以上 3人以上の新規雇用者のうち半数以上は市内居住者	新規雇用数に応じて設備投資総額(土地、設備、建物)の20%以内で最大1億円を交付 ① 3～19名 200万円/人 ② 20～39名 250万円/人 ③ 40名以上 1億円
	喜多方市産業部商工課 TEL0241-24-5247 <a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/syoukou/1792.html">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/syoukou/1792.html</a>	
田村市	●田村市工場立地奨励金 固定資産税相当額を奨励金として交付します!(新設10年間)	
	対象: 田村市内での工場等の新増設 要件①: 用地取得の日から3年以上以内に操業開始 要件②: 用地面積が3,000 m <sup>2</sup> 以上または建物の延床面積が500 m <sup>2</sup> 以上	土地、建物、償却資産にかかる固定資産税相当額を奨励金として交付(新設または増設した施設に係る資産のみが対象) 交付期間: 新設10年間、増設3年間
	田村市産業部商工課 TEL0247-82-6677 <a href="https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/">https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/</a>	
伊達市	●伊達市雇用促進奨励金	
	・コールセンター業 ・市内に新たな事業所を設置、もしくは生産性を向上させる新たな設備投資を1億円(中小企業は2,000万円)以上行うこと。 ・新規事業所設置、設備投資に伴い、新たに伊達市の住民を正規雇用し、1年以上継続して雇用すること。	新規立地、設備投資に際して、新規に雇用された正規従業員1人に対して1年ごとに50万円を交付(交付期間:3年間) 原則として、新規に雇用した正規従業員が雇用開始から1年を経過した時点より、1年毎に交付申請が可能。 ※なお、詳細については下記連絡先までお問い合わせください。
	伊達市産業部商工観光課 観光課誘致推進室 TEL024-573-5632 <a href="https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/20/7723.html">https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/20/7723.html</a>	
茨城県 水戸市	●水戸市企業立地促進支援制度	
	●対象業種: コールセンター業、製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、学術・開発研究機関、自動車整備業など。 ●補助要件: 水戸市民を新たに5人以上雇用すること。事業の用に供する床面積が500 m <sup>2</sup> 以上であること。	●概要: ①新増設に係る用地・建物・償却資産の取得費への補助、②建物の賃借又は購入に係る改装費・償却資産の取得費への補助、③取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税等の免除 など。 詳細は下記連絡先やホームページでご確認ください。
	水戸市産業経済部商工課 TEL 029-232-9185 <a href="https://www.city.mito.lg.jp/001437/001445/p020123.html">https://www.city.mito.lg.jp/001437/001445/p020123.html</a> ※活用にあたっては、各種契約の前に手続きが必要です。	
千葉県 千葉市	●ちば共創企業賃借立地事業 ※制度の詳細についてはお問合せください。	
	市内への事務所(コールセンター可)の新設を行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの (1) 市が指定する対象業種に該当する企業 (2) 80 m <sup>2</sup> 以上かつ常時雇用者3名以上、若しくは100 m <sup>2</sup> 以上で操業 (3) 業歴3年以上、3期平均経常黒字維持及び繰越損失なし	①賃借料補助 ・1年間の賃借料の2/3を補助(上限1,000万円) ②法人市民税に対する補助 ・千葉市に収める法人市民税の2/3を4年間補助 ③雇用奨励補助【新規常時雇用者の採用】 ・市民雇用および市内転入者1人につき30万円を補助 ※複数人世帯の場合は1人につき60万円を補助(上限1億2,000万円) 【その他の助成制度はお問い合わせください】
	千葉市経済農政局経済部企業立地課 TEL 043-245-5276 <a href="https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritchi/index.html">https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritchi/index.html</a>	



本州日本海側最大  
**80万都市**

**新潟市へ!**



◆ 東京から最短 96 分

◆ 太平洋側拠点のリスク分散

◆ 豊富な人材

◆ 高い定着率

**大型新築ビル続々竣工予定!!**

**ポストコロナは新潟市から**

新潟県との併用で  
**最大 約3億円 支援**

- 事業所賃料補助 等
- 新規雇用補助

問い合わせ先

**新潟市東京事務所**  
Tel : 03-5216-5133  
Mail : office.tokyo@city.niigata.lg.jp

**新潟市企業誘致課**  
Tel : 025-226-1689  
Mail : kigyoo@city.niigata.lg.jp

※新潟市の誘致助成制度は10ページをご参照ください。

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
新潟県	●全国トップレベルの賃料6割支援	
	新潟県内に新規拠点を設ける事業者の皆様、補助制度、人材確保支援、物件紹介など、様々な支援を御用意しております。ぜひお問い合わせください。 対象業種：コンタクトセンター、BPOセンター、カスタマーセンター、IT企業など 新潟県産業労働部産業立地課立地推進班 TEL 025-280-5248 <a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sangyoritchi/">https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sangyoritchi/</a>	○地域ICT立地強化雇用創造事業 通常賃料の6割支援 ※令和4年度末まで ○未来創造産業立地促進事業補助金 新規雇用者の年間給与1/5補助(5年間)等
新潟市	●情報通信関連産業立地促進事業補助金	
	対象要件：①新潟市内に立地(新設・増設・移設) ②賃貸借契約締結後1年以内に操業開始 ③新規常用雇用者等の要件：市民5人以上(中小企業者以外15人)雇用 ※コールセンターの場合：市民10人(中小企業者以外30人)以上雇用 新潟市経済部企業誘致課 TEL 025-226-1689 <a href="https://www.city.niigata.lg.jp/business/kigyo/kigyo_annai/supporttop/supportjouhou.html">https://www.city.niigata.lg.jp/business/kigyo/kigyo_annai/supporttop/supportjouhou.html</a>	○事業所賃借料×1/5(5年間)【限度額：900万円/年】 ○雇用促進補助 新規常用雇用者25万円/人・年(正規雇用：50万円/人・年、正規転換：25万円/人・年)【限度額1,500万円/年】
三条市	●【ものづくりのまち】でビジネスを広げませんか？	
	IT系企業の皆様の進出を御支援させていただきま す。 ①情報通信産業誘致補助金 ②企業設置奨励条例、中小企業集団化奨励条例に係る奨励制度 三条市経済部商工課 TEL 0256-34-5610 <a href="https://www.city.sanjo.niigata.jp/sangyo_business/monozukuri/seidoyushi_hojokin/index.html">https://www.city.sanjo.niigata.jp/sangyo_business/monozukuri/seidoyushi_hojokin/index.html</a>	①市内に事業所を有しない方の進出に、賃借料補助や改修費補助を行います。また、お試しサテライトオフィスを設置される方には、設営費、滞在費、運搬費、交通費を補助します。 ②新たに賦課されることとなった固定資産税相当分を奨励金として交付します。
小千谷市	●企業立地を促進するための支援制度	
	コールセンター等幅広い業種を対象として、市内への事務所等新設をサポートします。 新潟県小千谷市商工振興課 TEL 0258-83-3556 <a href="https://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/syoko/">https://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/syoko/</a>	・事務所等にかかる固定資産税を最大5年間課税免除！ ・土地取得費の20%を補助！ ・新規雇用者一人につき10万円を補助！ 制度の詳細については是非お問い合わせ下さい。
加茂市	●加茂市企業設置奨励金	
	工場等(コールセンター含む) 新設：投下固定資本総額が1億円以上、又は常用雇用者数が20人以上増加 移設・増設：投下固定資本総額が5千万円以上、又は常用雇用者数が10人以上増加 加茂市商工観光課産業企画係 TEL 0256-52-0080 <a href="http://www.city.kamo.niigata.jp/section/shoko2/commerce&amp;industry/syorei/index.html">http://www.city.kamo.niigata.jp/section/shoko2/commerce&amp;industry/syorei/index.html</a>	奨励金として施設設置のために要した費用に係る固定資産税額及び都市計画税額の合計額を3年間交付
村上市	●村上市への進出を支援	
	村上市内に事業所を新設・移設・増設を行う企業で、次の要件に該当するもの (1)投下固定資本総額3,000万円以上 (2)常用雇用者数3名以上の増加 村上市地域経済振興課 経済振興室 TEL 0254-53-2111 <a href="https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/128/kigyo-ritchi.html">https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/128/kigyo-ritchi.html</a>	①固定資産税の課税免除：企業設置のため取得した土地、家屋および償却資産に対して課される固定資産税を免除 ②新規雇用促進奨励金：市内在住者を新規で1年以上継続雇用した場合1人あたり10万円を支給 ③新設企業賃借料補助金：賃借料の20%相当額を、月額10万円を上限として交付
五泉市	●五泉市工場等設置奨励条例	
	投下固定資本総額：新設(3千万円以上)、増設・移設(2千万円以上) 常用従業員数：新設(大企業10人以上、中小企業5人以上)、増設(大企業5人以上増、中小企業2人以上増)、移設(大企業5人以上、中小企業2人以上) 五泉市商工観光課 TEL 0250-43-3911 <a href="https://www.city.gosen.lg.jp/">https://www.city.gosen.lg.jp/</a>	①課税免除：固定資産税、3年間免除 ②利子補給：5年以上の長期借入金について借入利率2分の1(上限1%)、500万円/年を限度として5年間交付 ③用地取得費助成：工場等を新設・増設等するために土地を取得し、3年以内に操業開始した場合、取得に要した費用の30%を助成(限度額1億円)
上越市	●【上越市】コールセンターの立地を推進しています	
	①企業振興制度 ・中小企業の場合…2,000万円以上、雇用要件なし ・大企業の場合…2億円以上、5人以上の雇用 ②土地取得補助金 ・市内の産業団地の0.3ha以上の土地の取得 上越市産業立地課産業立地推進係 TEL 025-526-5111 <a href="https://www.city.joetsu.niigata.jp/">https://www.city.joetsu.niigata.jp/</a>	①取得した固定資産(土地、家屋、償却資産)の課税額に、3年度間100/100の割合で奨励金を交付。(限度額：各交付年度、1企業5,000万円) ②土地の取得面積に応じ、購入価格の10/100～25/100の割合で補助金を交付。(限度額：3億円)
佐渡市	●佐渡市雇用機会拡充事業	
	佐渡市では、雇用の増加を伴う創業又は事業拡大に係る経費の一部を補助しています。この機会にぜひ、佐渡でのビジネス展開をご検討ください。 新潟県佐渡市地域振興課 <a href="mailto:chiiki@city.sado.niigata.jp">chiiki@city.sado.niigata.jp</a> TEL 0259-63-4152 <a href="https://www.city.sado.niigata.jp/">https://www.city.sado.niigata.jp/</a>	・創業 上限450万円(補助率3/4) ・事業拡大 上限1,200万円(補助率3/4) ・設備投資を伴わない事業拡大 上限900万円(補助率3/4) ※補助対象経費：設備費、改修費、広告宣伝費、人件費等

自治体	●事業名（期間）またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
魚沼市	●企業立地の促進を図るための助成	
	市内での雇用を促進する事業	○魚沼市U・Iターン正規雇用促進事業：正規雇用するU・Iターン者1人につき月額30千円等 ○魚沼市U・Iターン促進社宅整備支援事業：社宅の新築・増築・改築・賃貸1戸あたり100千円等
	魚沼市産業経済部商工課 TEL：025-792-9753 <a href="https://www.city.uonuma.niigata.jp/">https://www.city.uonuma.niigata.jp/</a>	
石川県	●本社機能等立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：従業員数が100人以上かつ常時雇用者数が5人以上	○助成内容 投資額×補助率7.5～25%＋常時雇用者数×50万円 ○限度額 1企業への交付限度額10億円 新設時の限度額：5億円 特認10億円 増設時の限度額：2億円/回 特認5億円/回
	石川県商工労働部産業立地課 TEL 076-225-1517 <a href="http://www.pref.ishikawa.jp/kigyoindex.html">http://www.pref.ishikawa.jp/kigyoindex.html</a>	
七尾市	●七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	
	対象業種：コールセンター事業 【要件】 ①投資額：〔新設〕5,000万円以上、〔増設〕3,000万円以上 ②新規地元雇用：〔新設〕5人以上、〔増設〕3人以上	〔新設〕投資額×20% 〔増設〕投資額×10% ※石川県補助金の特認と連動した市長特認〔新設〕10億円（県と合わせて20億円）〔増設〕5億円（県と合わせて10億円）・特例加算：〔本社移転〕5%上乘せ、〔地元発注〕5%上乘せ・限度額：2億円（市長特認は上記のとおり）・雇用助成金【市内在住の新規常用雇用者の採用】：1人につき50万円（限度額：2,000万円）
	七尾市産業部商工観光課 TEL 0767-53-8565 <a href="https://www.city.nanao.lg.jp/shoukan/jigyosha/kigyoshien/kigyoritchi.html">https://www.city.nanao.lg.jp/shoukan/jigyosha/kigyoshien/kigyoritchi.html</a>	
小松市	●企業立地助成金	
	対象業種：コールセンター 交付要件：新設又は増設を行う事業で、投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、新規雇用者（本市に住所を有する者に限る。）が20名以上であること。	(1)企業立地助成金：投資額の10%（増設の場合は5%）に賃借料の50%以内の額を加えた額（賃借料への助成期間3年）。民有地における新設及び増設の助成金額は、1/2。限度額5億円（特例：7.5億円）賃借料への助成上限額：1千円/年 (2)雇用促進助成金 新規雇用者（市外からの転入含）×20万円 限度額2千円
	小松市産業未来部商工労働課 TEL 0761-24-8074 <a href="https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/shoukouroudou/kigyouricchi_shien/1_1/2823.html">https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/shoukouroudou/kigyouricchi_shien/1_1/2823.html</a>	
加賀市	●加賀市企業立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：営業開始後1年までに常時使用することとなる新規雇用者（市内新規雇用および本市転入の従業員）の数が15人以上であること。	○助成内容 市内雇用1人につき30万円（初年度のみ） 通信回線使用料の50%（最大3年度） ○限度額 総額2,500万円
	石川県加賀市企業誘致室 TEL 0761-72-7820 <a href="https://www.city.kaga.ishikawa.jp/sangyo_iju/kigyoyuchi/3703.html">https://www.city.kaga.ishikawa.jp/sangyo_iju/kigyoyuchi/3703.html</a>	
かほく市	●かほく市企業立地制度（工場等立地助成金）	
	対象業種 コールセンター事業 交付要件 ○新設：投資総額が3,000万円以上で、新規雇用者を3人以上雇用 ○増設：投資総額が2,000万円以上で、新規雇用者を2人以上雇用	助成内容 ○新設：投資総額の20%以内 ○増設：投資総額の10%以内 限度額 ○新設：3億円 ○増設：2億円 ◎本社移転の場合は助成内容の割り増しがあります ◎その他助成内容等、詳しくは下記HPをご覧ください
	かほく市産業振興課 TEL076-283-7105 <a href="http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/www/03/301/004/000/index_12891.html">http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/www/03/301/004/000/index_12891.html</a>	
能美市	●能美市本社機能立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター 補助要件：操業時における従業員数が100人以上であること。	〔新設〕投資額×10%以内（限度額：5億円）〔増設〕投資額×5%以内（限度額：2億円）・雇用奨励補助金【新規常用雇用者の採用】：市内雇用1人につき60万円及び 市内に転入1人につき20万円（限度額：2,000万円）
	能美市産業交流部商工課企業誘致推進室 TEL 0761-58-2255 <a href="https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/genre/1000100000161/index.html">https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/genre/1000100000161/index.html</a>	
津幡町	●商工業振興促進助成金	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：新たに用地を取得し、工場を新設したもの	○助成内容 次のことに要した経費の、それぞれ10%以内 ・用地の取得及び造成 ・工場等の新設 ・工場等の設置に伴う財産の取得 ○限度額 用地取得時の限度額：1億円 特認2億円 工場等新設時の限度額：1億円 財産取得時の限度額：5千円
	津幡町産業建設部交流経済課 TEL 076-288-2129 <a href="http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/soshiki/kouryuukeizai/kigyoyuuchi.html">http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/soshiki/kouryuukeizai/kigyoyuuchi.html</a>	
六水町	●六水町企業誘致条例	
	○新設：投下固定資産総額が1億円以上で、常時雇用者5人以上 ○増設：増加する投下固定資産総額が5千万円以上で、常時雇用者5人以上	○助成内容 投下固定資産総額×20%＋常時雇用者数（純増分）×50万円 ○限度額 1企業への交付限度額1億円
	六水町企画課 TEL 0768-52-3625 <a href="http://www.town.anamizu.ishikawa.jp/">http://www.town.anamizu.ishikawa.jp/</a>	
珠洲市	●①珠洲市企業立地促進助成金 ②珠洲市雇用促進助成金	
	対象業種：情報サービス関連事業 交付要件：新設又は増設を行う事業で、投資額の総額が1000万円以上で、常用雇用従業員3人以上 ※①②共通	①新設に要した投資額の20%、増設に要した投資額の15%に相当する額又は次に定める額のいずれか低い額（ただし①と②合算で限度額5億円）。常用雇用従業員の増加数が3人以上10人未満1億円、10以上30人未満3億円、30人以上5億円。 ②常用の新規雇用者1人につき50万円を①に加算。
	珠洲市産業振興課 TEL 0768-82-7775 <a href="https://www.city.suzu.lg.jp/sangyosinko/business_support_schemes.html">https://www.city.suzu.lg.jp/sangyosinko/business_support_schemes.html</a>	

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
内灘町	●内灘町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	
	○新設の工場、物流施設、観光施設及びその他施設：投資額が1億円以上で、新規地元常用雇用者5人以上 ○新設の研究所及び情報産業施設：投資額が5千万円以上で、新規地元常用雇用者5人以上 内灘町企画課 TEL 076-286-6727 <a href="http://www.town.uchinada.lg.jp/">http://www.town.uchinada.lg.jp/</a>	○助成内容 投資総額×5%+新規地元常用雇用者数×50万円 ○限度額 1企業につき1億円
志賀町	●志賀町本社機能施設立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター事業補助要件：新たに施設を取得したもので、常時雇用者(志賀町民)が30人以上 志賀町商工観光課企業誘致対策室 TEL 0767-32-9341 <a href="https://www.town.shika.lg.jp">https://www.town.shika.lg.jp</a>	○助成内容 新設 投資額×25%以内 増設 投資額×15%以内 ○限度額 新設 1億円 増設 5千万円
宝達志水町	●企業立地助成金	
	対象業種：情報処理及び情報提供(コールセンターやソフトウェア産業を含む。)のサービス業務 ○新設：投資総額が3,000万円以上で、新規地元常用雇用者数(純増員に限る。)3人以上 ○増設：投資総額が2,000万円以上で、新規地元常用雇用者数(純増員に限る。)1人以上 宝達志水町企画振興課 TEL 0767-29-8250 <a href="http://www.hodatsushimizu.jp/kurashi/">http://www.hodatsushimizu.jp/kurashi/</a>	○助成内容 新設 投資総額×15%以内 増設 投資総額×7.5%以内 ※本店機能移転の場合は10%を上乗せ ※新規地元常用雇用者加算 1人当たり500,000円 ○限度額 新規 2億円 増設 1億円
羽咋市	●羽咋市商工業振興条例助成金	
	対象業種 コールセンター事業(情報サービス関連事業) <交付要件>○新設：投資総額が5,000万円以上で、新規雇用者を5人以上雇用 ○増設：投資総額が5,000万円以上で、新規雇用者を3人以上雇用 羽咋市産業建設部商工観光課 TEL 0767-22-1118 <a href="https://www.city.hakui.lg.jp/shiseijouhou/hojyokin_jyosei/2/4071.html">https://www.city.hakui.lg.jp/shiseijouhou/hojyokin_jyosei/2/4071.html</a>	①投資額×助成率(新設：10%～20%、増設：2.5%～10%) ※助成率は雇用人数で変動 ※本社機能移転：上記助成率に5%を加算 ※特認：上記助成率に最大10%を加算 ②新規雇用市民数(常時雇用)×50万円(市外からの移転は25万円) ○限度額 1企業への交付限度額 2億3,000万円(うち雇用分：3,000万円)
野々市市	●野々市市本社機能施設立地促進補助金	
	次の要件を満たす者 新設：当該施設の操業時に常勤従業員の数が5人以上かつ投資額が5,000万円以上又は操業開始後1年以内に野々市市に住所を有する常勤従業員の数が3人以上 増設：投資額が2,000万円以上かつ操業開始後1年以内に野々市市に住所を有する常勤従業員の数が3人以上又は既存本社機能施設の床面積が2割以上増加 野々市市企画振興部産業振興課 TEL 076-227-6082 <a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/12/2511.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/12/2511.html</a>	○助成内容 投資額×補助率(新設：10% 増設：7.5%) + 新規雇用常勤従業員数(市民に限る)×50万円 ○限度額 新設：2億円 増設：1億円
長野県 長野市	●オフィス家賃の半額を3年間助成。東京から80分の好アクセス。環境に恵まれ子育てに適した人口37万都市	
	・中心市街地・中山間地域、工業系・商業系用途地域でオフィスを賃借し、事業所を新増設 ・常用雇用者を5人以上雇用(中山間地域は2人以上) ・指定業種はコールセンター、ICT、バックオフィス等 長野市商工労働課 TEL 026-224-6751 <a href="https://www.city.nagano.nagano.jp/site/kigyojosei/">https://www.city.nagano.nagano.jp/site/kigyojosei/</a>	①オフィス家賃(税抜)の半額を3年間助成(上限500万円/年) ②開設初年度に要した建物改修費、事務機器取得費、リース料等の半額(限度額50万円) ※事業開始3年以内に5人以上の長野市民を常用雇用し、1年以上継続雇用した場合は、1人10万円の雇用助成もあり(転入者含む)【詳しくはお問合せください】
岐阜県 岐阜市	●岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金	
	対象業種：コールセンター業 ・操業開始日に市内居住従業員(雇用保険被保険者)が20人以上 ・投下固定資産(土地、建物、償却資産)5000万円以上(取得の場合) 岐阜市経済部企業立地推進課 TEL 058-265-3989 <a href="http://www.city.gifu.lg.jp/22133.htm">http://www.city.gifu.lg.jp/22133.htm</a>	限度額：合計5億円(賃借の場合、合計3億円) ・継続して雇用する市内居住の正社員1人につき10万円(最長5年間) ・通信関連経費 1/4以内(最長5年間) ・投下固定資産の取得経費 1/10以内(賃借の場合は1/4以内)(1年間) ・事業所賃借料 1/4以内(最長5年間)(賃借の場合のみ)
大垣市	●大垣市コールセンター等立地促進事業補助金	
	対象業種：コールセンター、データセンター、ソリューションセンターを設置する事業者 補助要件：①ソフトピアジャパン(センタービル、アネックス、ワークショップ24)に入居②市民を新たに10人以上(データセンター、ソリューションセンターは3人以上)常用雇用 大垣市経済部産業振興室 TEL 0584-47-8609 <a href="http://www.city.ogaki.lg.jp/000007538.html">http://www.city.ogaki.lg.jp/000007538.html</a>	助成内容：①事業所の賃借に支払った経費の1/4以内 ※敷金・礼金等除く ②設備に対する固定資産税(償却資産)相当額 ③通信回線を使用した経費の1/8以内 ④市民の新規常用雇用者が操業開始日から引き続き1年間雇用された場合、1人につき18万円 補助期間：①～③ 5年間 ④ 1年間(操業開始後1年後に交付) 限度額：①～③ 100,000千円(5年の通算額) ④ 18,000千円 その他：事前に指定を受ける必要あり
静岡県 静岡市	●静岡市企業立地促進事業(事務所賃借事業)補助金	
	①本市に事務所を有しない企業が、市内において新たに事務所を賃借する ②事務所の賃貸借契約期間が2年以上 ③事務所の床面積が300㎡以上または従業員の数が30人以上 ④事務所で行う業務についての実績が、概ね1年以上 静岡市経済局商工部産業振興課企業立地係 TEL 054-354-2407 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000412.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000412.html</a>	コンタクトセンターの業務を行うために事務所を賃借する企業に対し、賃借料の一部を助成します。 ①建物賃借料の1/2×2年間 (敷金・礼金・保証金・権利金・不動産仲介手数料・火災保険料等の直接事務所の賃借に要しない経費を除く) 限度額：1,000万円(1年度につき500万円)

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
浜松市	●浜松市都心オフィス進出支援事業費補助金(大型オフィス)	
	対象区域: 中心市街地活性化の方針区域内 補助要件: ①区域内で新たにオフィスを賃借・開設 ②開設前に5年以上の事業実績 ③床面積400㎡以上(共用部分除く)又は常時雇用者数50人以上(うち市内在住正社員25人以上) ※事業開始日から引き続き5年以上、対象区域内で事業を行うこと	①建物賃借料※の1/2相当額×36か月(上限月額100万円) ②通信回線料※の1/2相当額×36か月(上限月額50万円) ③新規常時雇用者1人あたり50万円(事業開始日を含む1年以内に雇用され、1年以上経過した市内在住者が対象。ただし3年以内に常時雇用者が50人(うち市内在住正社員25人以上)になった場合のみ) ※敷金、権利金、共益費、消費税等を除く
	浜松市産業部産業振興課 TEL:053-457-2285 <a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/shinko/commerce/office/index.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/shinko/commerce/office/index.html</a>	
兵庫県	●神戸市オフィス賃料等補助	
	次のいずれの要件にも該当するもの (1) 市内にオフィスを移転・新設される企業 (2) 常用雇用者が5名以上 ※事業実施義務期間: 6年間(1500㎡以上の場合10年間)	①オフィス賃料補助: 賃料の1/4の額 3年間(1,500㎡以上の場合5年間)(限度額: 1,500円/㎡月、年間1,000万円) ②雇用加算: 新規市内転入者1人当たり120万円(有期雇用者の場合は20万円)、新規市民雇用者1人当たり100万円(有期雇用者の場合は15万円)(限度額: 1億円)
	神戸市医療・新産業本部新産業部企業立地課 TEL:078-322-5329 <a href="https://kobe-investment.jp/">https://kobe-investment.jp/</a>	
奈良県	●奈良県情報通信業関連企業立地促進補助金	
	次の①、②すべてを満たすもの ①・情報通信業系(情報サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、データセンター)の場合: 県内新規雇用者5人以上 ・コールセンター、バックオフィスの場合: 県内新規雇用者20人以上 ②地域経済牽引事業として知事の承認及び国の先進性の確認を受けた事業	①県内新規雇用者1人につき50万円 ②県内新規雇用者に対する研修経費の50%(上限30万円/人) ③オフィス賃料の50%(上限1,000万円/年) ④施設建設・機器等の設備投資費用が3,000万円以上の場合、投資額の10% ⑤付帯経費の5% ⑥施設改修費用の50%(上限1.5万円/㎡) ⑦求人広告経費・人材紹介経費の50%(上限各100万円)
	奈良県産業・観光・雇用振興部 企業立地推進課 TEL: 0742-27-8872 URL: <a href="http://www.pref.nara.jp/52204.htm">http://www.pref.nara.jp/52204.htm</a>	
奈良市	●奈良市へのIT・クリエイティブ企業の立地をサポート!【奈良市サテライトオフィス設置推進補助金】	
	奈良県外の企業がコールセンターやバックオフィス等、サテライトオフィスを設置する際の初期費用を支援します。 【要件】・創業から3年以上経過しており、従業員を5人以上雇用している企業 ・奈良市内に設置するオフィスの面積が100㎡以上 等	補助上限: 500万円 補助率: 1/2 補助対象経費: 設計費、工事費、設備投資、賃借料(最大7か月、共益費含む)、求人広告費等 ★奈良県は女性就業率の伸びが全国1位!人材確保も支援します。 ★「企業立地コンシェルジュ」が物件探しから操業後の事業支援まで、ワンストップでサポートします。お気軽にご相談くださいませ!
	奈良市産業政策課企業誘致係 TEL: 0742-34-4741 MAIL: ricchi-nara@city.nara.lg.jp <a href="https://www.city.nara.lg.jp/site/ricchi/87089.html">https://www.city.nara.lg.jp/site/ricchi/87089.html</a>	
和歌山県	●①雇用奨励金 ②立地奨励金 ③通信補助金 ④オフィス賃借補助金 ⑤航空運賃補助金	
	・新規地元雇用者と転入雇用者の正社員総数5人以上(紀南地域等は3人以上) ・正社員数21人以上 ・直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり1,200万円以上	①(新規地元雇用者数+転入雇用者数)×30万円(3年間適用) ②投下固定資産額等×30%(1千万円以上である場合に限る) ③通信回線使用料×50%(3年間適用) ④賃借料×50%(3年間適用) ⑤東京-南紀白浜の航空機を利用した回数×6,000円(3年間適用) 累計限度額: 新規地元雇用者と転入雇用者の総数により1億円~3億円
	和歌山県企業立地課 TEL 073-441-2748 <a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchica/index.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchica/index.html</a>	
和歌山市	●①設置奨励金 ②雇用奨励金 ③環境整備奨励金 ④用地取得奨励金 ⑤オフィス奨励金	
	・新規地元雇用者及び転入雇用者合計3人以上 ・事業所の正社員純増数3人以上 ・全事業所の正社員数が合計で21人以上 ・直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり1,200万円以上	①固定資産税・都市計画税相当額の3倍(2億円限度) ②新規雇用者数と正社員純増数のうち少ない人数×60万円(4千万円限度) ③新たに設置される緑地に係る工事費用×50%(1千万円限度) ④事業所用地の購入費の最大10%(2億円限度) ⑤オフィス賃借費用×50%(各年度1千万円限度、3年間適用、市の指定する地域への立地に限る)
	和歌山市産業政策課 TEL 073-435-1040 <a href="http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1001189/index.html">http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1001189/index.html</a>	
田辺市	●①事業所等設置奨励金 ②雇用奨励金 ③経営支援奨励金	
	・投下固定資産総額3千万円以上(中小企業の場合は、1千万円) ・新規雇用者及び転入雇用者3人以上	①ア.固定資産税相当額(5年間) イ.立地に必要な施設の改修を行ったとき、施設改修費の1/3(500万円を限度) ②新規雇用者1人あたり15万円(2年目以降は純増分を対象とし、3年間で100人を限度) ③操業開始後1年以内に3人以上継続して雇用する場合、民間施設の賃借料及び通信回線使用料の1/2(3年間で各期間1千万円を限度)
	田辺市商工振興課 TEL 0739-26-9970 <a href="http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/ricchi_sien.html">http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/ricchi_sien.html</a>	
白浜町	●①企業誘致促進助成金 ②雇用奨励金	
	・土地・家屋の取得 ・3人以上の正社員雇用	①ア.閉鎖中の宿泊施設を取得した場合 固定資産税の1/2相当額(5年間) イ.新たに新增設した場合 固定資産税の2/5相当額(5年間) ②正社員雇用1人につき10万円(町内在住者に限り)(1回限りで1千万円限度)
	白浜町総務課 TEL 0739-43-5555 <a href="http://www.town.shirahama.wakayama.jp/gyousei/jigyosha/1452760032377.html">http://www.town.shirahama.wakayama.jp/gyousei/jigyosha/1452760032377.html</a>	

自治体	●事業名（期間）またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
島根県	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●さあ、神々のパワーみなぎる地へ！	
	中山間地域等での小規模なコールセンター、BPOセンターや本社機能の移転・拡充を推進しています。 ※中山間地域以外への立地、大規模なコールセンターの立地への支援も行います。	○投資助成＝増加固定資本額×助成割合（最大30%） ○雇用助成＝増加雇用従業員数（常用）×最大130万円 ○家賃補助＝家賃の1/2を5年間 ○高速専用回線利用料金補助＝利用料の1/2を5年間 ※業種により航空運賃補助金、人材確保・育成支援補助金もあります。また市町の助成金との併用も可能です。詳細についてはお問い合わせください。
島根県企業立地課 TEL 0852-22-5295 <a href="https://www.shimane-style.com/">https://www.shimane-style.com/</a>		
安来市	●「ものづくり×ITのまち」への企業立地を支援します。島根県の「企業立地促進助成金」との併用が可能です！	
	コールセンターをはじめとするソフト産業を、2人以上の従業員を雇用して立地する計画がある企業に対し、設備投資額に応じた奨励金を交付するほか、既存の空き事務所等を賃貸借する場合の家賃の額や、新たに雇用する従業員数に応じた奨励金の交付を行います。	①立地奨励金：投下固定資本総額の10%～30%（限度額3,000万円） ②雇用促進奨励金：新規雇用従業員のうち、市内に住民票を置くものの人数×10万円（限度額1,500万円） ③空き工場等活用奨励金A：賃借料またはリース料の月額1/2相当額（限度額月額20万円） ④空き工場等活用奨励金B：改装費等の3/4相当額（限度額700万円）
安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課 TEL：0854-23-3107 <a href="https://www.city.yasugi.shimane.jp/shigoto/shokokanko/kigyoshien/kigyoricchishorei.html">https://www.city.yasugi.shimane.jp/shigoto/shokokanko/kigyoshien/kigyoricchishorei.html</a>		
岡山市	●IT・デジタルコンテンツ産業、バックオフィスの立地を支援します	
	・対象事業：①IT・デジタルコンテンツ産業（ソフトウェア業、インターネット付随サービス業、映画・ビデオ制作業、アニメーション制作業、デザイン業）②バックオフィス ・県内新規常用雇用者数：①5人以上※サテライトオフィス（県外企業が県内に初めて設置する事業所）は3人以上 ②10人以上	・設備補助金：事業所整備費（施設整備費、事務機器購入費）×1/2（限度額：①500万円※県内新規常用雇用者3人以上5人未満のサテライトオフィスは300万円 ②300万円） ・人材確保奨励金：市内新規常用雇用者数×60万円（障がい者120万円） ※その他本社・中四国支店、工場・研究所等の立地補助制度については下記までお問い合わせください。
岡山市産業観光局商工部産業政策課 TEL 086-803-1328 <a href="https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000017691.html">https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000017691.html</a>		
広島県	●地域活力創出型オフィス誘致促進助成（令和8年3月31日まで）	
	次の要件のいずれにも該当するもの ①広島県内の市町が同種の助成をする企業 ②新規雇用常用労働者3人以上（県外の事業場等から新たに転入する者を含む。）	○オフィス賃借料 オフィス賃借料×県内の市町と同率・同期間／限度額：県内の市町と同額 ○通信回線使用料 通信回線使用料×県内の市町と同率・同期間／限度額：県内の市町と同額
広島県商工労働局県内投資促進課 TEL 082-513-3376 <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kigyourittiguide/">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kigyourittiguide/</a>		
広島市	●広島市企業立地促進補助制度	
	市内に建物を賃借して立地する企業で、次の条件を満たすもの ・コールセンター、BPO、情報サービス業等 ・広島広域都市圏域内初立地又は大規模雇用（50人以上） ・常用労働者数5人（中小企業は2人）以上かつ圏域全体で5人（中小企業は2人）以上増加	・オフィスの賃料年額×補助率1/2（限度額1,000万円）×3年間 ※1年度ごとに交付
広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課 TEL 082-504-2241 <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/115/4435.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/115/4435.html</a>		

# IT・デジタルコンテンツ産業の事業所 バックオフィスは 岡山市 で！

補助制度

事業所整備費  
最大500万円

市内新規常用雇用者  
1人につき60万円



岡山市産業政策課 086-803-1328  
sangyouseisaku@city.okayama.lg.jp



工場等の立地を検討している方へ 令和3年夏に公募予定の土地があります。詳しくはお問い合わせください。

自治体	●事業名（期間）またはアピールポイント	【助成内容／限度額】
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	<b>●呉市企業立地条例助成制度</b>	
呉市	①ソフトウェア業等誘致促進事業 呉市在住の新規雇用従業員を3人以上雇用 ②サテライトオフィス誘致促進事業 市外に本店を置く企業によるサテライトオフィスの新設で常時雇用する従業員が1人以上常駐	①について 助成額：正社員50万円/人、パート20万円/人・5年間、設備取得費 助成額：50% 限度額2,000万円、通信回線使用料 助成額：50%・5年間 限度額1,000万円/年 ②について 助成額：正社員50万円/人・3年間、設備取得費 助成額：50% 限度額500万円、通信回線使用料 助成額50%・3年間 限度額：100万円/年
	呉市産業部商工振興課 TEL：0823-25-3310 <a href="https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/40/yuuguseido.html">https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/40/yuuguseido.html</a>	
	<b>●サテライトオフィス等誘致促進助成金</b>	
竹原市	賃貸等により市内に新たに事務所を開設し、新規雇用者3人以上（市外からの転入者を含む）を雇用すること。	事務所賃借料、通信回線使用料の50%（上限額100万円/年）を、3年間助成。
	竹原市総務企画部産業振興課 TEL0846-22-7745 <a href="https://www.city.takehara.lg.jp/sangyou/kigyousateraitofficejyosekikin.html">https://www.city.takehara.lg.jp/sangyou/kigyousateraitofficejyosekikin.html</a>	
	<b>●三原市サテライトオフィス等誘致事業補助金</b>	
三原市	市内の空き家等又は空き公共施設を活用し、サテライトオフィスを設置する事業であって、次の要件のいずれにも該当すること ○情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業 ○常駐責任者を1人配置 ○5年以上は市内で事業を継続	○不動産賃借料の50%（3年間、上限300万円/年） ○通信回線使用料の50%（3年間、上限500万円/年） ○自動車リース料（3年間、上限2万円/月） ○オフィス改修費用の50%（最大50万円） ○通信回線引込料の50%（最大5万円） ○備品購入費用の50%（最大50万円）
	三原市経済部商工振興課 TEL：0848-67-6013 <a href="https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/24/111024.html">https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/24/111024.html</a>	
	<b>●情報サービス事業所等誘致事業（令和5.3.31まで）</b>	
尾道市	①賃貸借により市内にコールセンターを設置するもの ②操業開始に伴い常時雇用する市内在住の従業員が10人以上（ただし7人以上は新規雇用）	①事務所賃借料の50%×3年間（限度額：各年度100万円） ②通信回線使用料の50%×3年間（限度額：各年度200万円） ③市内在住の新規雇用者数×30万円（限度額：3千万円） 大企業の場合は、10人以上の市内在住の従業員を新規雇用する場合
	尾道市産業部商工課 0848-38-9182 <a href="https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/26/11033.html">https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/26/11033.html</a>	
	<b>●福山市企業立地促進条例適用事業（令和3年度末まで）</b>	
福山市	コールセンター ○立地場所：市内全域 ○常用従業員：新設…20人以上、増設…新規10人以上 ○事業所設置奨励金の交付を受けるまでの間、当該雇用人数が維持されるものであること	●コールセンター 新設 ○投下固定資産総額の50%/限度額：100万円 ○事業所賃借料の50%×最大3年間/限度額：各年600万円 ○通信回線使用料の50%×最大3年間/限度額：各年1,000万円 増設 ○投下固定資産総額の50%/限度額：100万円 ○事業所賃借料の50%×1年間/限度額：600万円 ○通信回線使用料の50%×1年間/限度額：1,000万円
	福山市経済環境局経済部企業誘致推進課 TEL:084-928-1124 <a href="http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kigyol/">http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kigyol/</a>	
	<b>●三次市オフィスビジネス系事業所設置奨励金（令和7年度末まで）</b>	
三次市	事業所等を市内に新增設し、事業を開始時に新規雇用労働者を、情報サービス業及びインターネット付随サービス業の場合3人以上、コールセンター業の場合は10人以上を雇用すること	■賃借料、通信回線使用料への補助 ①助成率：各50% ②助成期間：5年間 ③限度額の設定：500万円以内/年間 ※賃借料、通信回線使用料を合せて。 ■雇用奨励金 ①助成額：1人あたり100万円 ②助成期間：3年間 ③限度額の設定：なし ④条件：操業開始後3年間で雇用した従業員を対象とし、1年以上の雇用実態があり、三次市に住所を有する者の数に応じて交付。1人につき1回限り
	三次市産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL：0824-62-6621 <a href="https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/shoukou_m/kigyou/hitech.html">https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/shoukou_m/kigyou/hitech.html</a>	
	<b>●庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金（令和3年度末まで）</b>	
庄原市	○市内に営業拠点等を有していないもので、新たにサテライトオフィスを開設すること ○3年以上継続して事業を行う意思があること ○1人以上の常用雇用労働者を雇用又は異動させること ○要綱に定める業種を営むこと ○暴力団等と密接な関係を有しないこと	・建物取得費・改修費 上限：取得200万円、改修50万円 ・光回線工事費 上限：5万円 ・備品購入費（1点10万円以上のもの） 上限：50万円 ・自動車リース料（3年間補助） 上限：月額1万8千円 ・建物賃借料（3年間補助） 上限：月額4万円 ・光回線使用料（3年間補助） 上限：月額2万円 ・補助率は、各補助メニュー対象費の1/2
	庄原市企画振興部商工観光課 TEL：0824-73-1178 <a href="https://oiden-sai.com/">https://oiden-sai.com/</a>	
	<b>●サテライトオフィス等誘致促進助成金</b>	
東広島市	事務所等を市内に新增設（賃貸による設置を対象）し、新規雇用従業員を1人以上（市外からの転入者を含む）を雇用すること	①イニシャルコスト〔初年度のみ交付〕 助成率 30% 内装改修費用、情報通信システム導入費、研究開発に要する機器の購入費 ②ランニングコスト〔3年度交付〕 助成率 50% オフィス賃料、情報通信システム保守・使用料、通信回線使用料 ※各年度500万円を上限に最大3年度
	東広島市産業部産業振興課 TEL：082-420-0921 <a href="http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyou/5/4/13270.html">http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyou/5/4/13270.html</a>	

当協会の会員専用ページでは、今号に掲載した「地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧」のエクセルデータを会員限定で公開しています。閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ご希望の会員は事務局までお問い合わせください。

【会員専用ページ】 [https://ccaj.or.jp/member\\_top.html](https://ccaj.or.jp/member_top.html)

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	【対象要件】	【助成内容/限度額】
		【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
廿日市市	●廿日市市オフィス誘致促進助成金	○廿日市市内に建物を賃借し、事業所を移転・新設してコールセンターに付随する事業等を行うもの ○新規雇用常用労働者が1人以上で、3年以上業務を継続する予定であること。	助成額は、次の経費のうち市長が適当と認めるものの総額の1/2(各年度200万円を上限に3年間) ・内装改修費(初年度のみ) ・設備機器購入費(初年度のみ) ・オフィス賃借料 ・通信回線使用料
		廿日市市環境産業部産業振興課 TEL:0829-30-9140	<a href="https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/25/50431.html">https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/25/50431.html</a>
安芸高田市	●サテライトオフィス等進出支援	市内に企業活動の拠点を開設し次に該当する企業 ・県外に本社を有し、市内に本社を移転する企業 ・経営者を含む常用勤務者が1名以上在勤する企業又は市内で新規採用2名以上雇用する企業	・建物改修費、設備費、交通費(300万円を上限に1回限り) ・賃借・通信費(各年度50万円を上限に3年間) ※1/2補助
		安芸高田市産業振興部商工観光課 TEL:0826-47-4024	<a href="http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syokou/u525/">http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syokou/u525/</a>
江田島市	●江田島市サテライトオフィス等誘致促進事業	以下の要件をすべて満たすこと ○市内に新たにサテライトオフィス等の事業所を開設する者又は「お試しサテライトオフィス」等を市内において試験的に事業を実施する者 ○事業所開設に伴い、新規に常用雇用者を1名以上雇用する者 ○事業所開設後、3年以上事業を行うこと ○市内に開設した事業所に常時勤務する者が配置されること	○建物改修経費(空き家、空き公共施設、空き店舗等)・情報通信システム導入経費・合計経費の1/2、1回限り(上限200万円) ○備品及び機器設備等の購入費・経費の1/2、1回限り(上限100万円) ○オフィス・住居賃借料(いずれも敷金・礼金・共益費除く)、業務に必要な車両のリース料、通信回線利用料・合計経費の1/2、最大3年(年度毎の上限100万円)
		江田島市企画部政策推進課 TEL:0823-43-1631	<a href="https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/3559">https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/3559</a>
府中町	●府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金(令和3年度末まで)	新たに次のいずれかの事務所を開設して3年以上業務を継続するもの ①サテライトオフィス又はシェアオフィス ②新規雇用常用労働者を3人以上有する事務所(うち1人は町内居住者。社員の転入も可。)	・家賃、通信費を合わせて月5万円以内 ・事業開始の翌月から3年間(最大180万円)
		府中町町民生活部自治振興課 TEL:082-286-3128	<a href="http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/shoukou/">http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/shoukou/</a>
山口県	●山口県IT・サテライトオフィス誘致推進補助金	◇対象業種:ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、コールセンター業等 ◇対象要件:事業所等を新たに県内に設置し、本格操業開始後3年以内の者 新規雇用従業者数5人以上 ◇対象地域:県下全域(制度を整備した市町)	①(通信回線使用料+家賃)×1/2以内 ②新規雇用従業者数×15万円以内 限度額:①2千5百万円(1年間)最長3年間 ②1回限り ※市町に対し補助
		山口県商工労働部 企業立地推進課 TEL 083-933-3145	<a href="http://kigyo-r.pref.yamaguchi.lg.jp/">http://kigyo-r.pref.yamaguchi.lg.jp/</a>
岩国市	●岩国市IT・コンテンツ産業等オフィス誘致推進補助金	◇対象業種:ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、コールセンター業等 ◇対象要件:法人等として1年以上の事業活動実績がある市外事業者が、事業所等を新たに設置した場合 新規雇用従業者数3人以上 ◇対象地域:市内全域	①(オフィス開設にかかる経費)×1/2以内 ②新規雇用従業者数×30万円以内 限度額:①500万円 ②1回限り
		岩国市産業振興部 商工振興課 TEL 0827-29-5110	<a href="https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/kigyouseisaku/29859.html">https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/kigyouseisaku/29859.html</a>
柳井市	●柳井市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金	◇対象業種:ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、コールセンター業等 ◇対象要件:法人等として3年以上の事業活動実績がある市外事業者が、事業所等を新たに設置した場合 新規雇用従業者数5人以上 ◇対象地域:市内全域	①(通信回線使用料+家賃)×1/2以内 ②新規雇用従業者数×30万円以内 限度額:①2千5百万円(1年間)最長3年間 ②1人1回限り
		柳井市経済部 企業立地・雇用創造推進室 TEL 0820-22-2111	<a href="https://www.city.yanai.jp/soshiki/67/">https://www.city.yanai.jp/soshiki/67/</a>
宇部市	●宇部市の支援制度 ①宇部市情報・通信産業等立地促進補助金 ②宇部市まちなかオフィス立地促進補助金	【対象要件】 ①3年以上の事業活動実績、新規雇用従業者数5人以上など ②1年以上の事業活動実績、新規雇用従業者数1人以上など	①通信回線使用料と家賃の1/2を補助(限度額2,000万円/年。最長3年間)。新規雇用従業者1人につき30万円を補助(限度額3,000万円(1回限り)) ②家賃の1/2、新規雇用従業者1人につき20万円、施設整備費の1/2、出張に係る交通費1人につき3万円の補助(限度額等の詳細についてはHPを御参照ください。)
		宇部市 商工水産部 雇用創造課 TEL 0836-34-8361	<a href="http://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/sangyou/kougyou/index.html">http://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/sangyou/kougyou/index.html</a>

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
下関市	●下関市企業立地促進条例に基づく奨励金制度	
	対象:情報通信業、コールセンター業(インハウス型を含む)、バックオフィス 要件:新規雇用者5人以上、5年以上の操業 ※新規雇用者は、雇用保険の被保険者であり、雇用期間が1年以上で、本市在住の者	①回線使用料:回線通信料の1/2相当額(3年間) ②事務所賃借料:事務所賃借料の1/2相当額(3年間) ③雇用奨励金:1人1回限り 正社員1人につき最大65万円、非正社員1人につき最大30万円(3年間) 助成制度の詳細は、お問い合わせ下さい。
	【連絡先】下関市産業振興部 産業立地・就業支援課 TEL 083-231-1357 <a href="http://shimonoseki-kigyorich.jp/">http://shimonoseki-kigyorich.jp/</a>	
山口市	●①情報関連産業等支援補助金、②情報関連産業等雇用促進補助金、③情報関連産業等施設整備補助金	
	①②◇対象:コールセンター等、賃貸で進出する場合 ③◇対象:①②の補助金対象となる企業が進出するオフィスビル等の所有者又は進出企業 その他、小郡都市核に事業所等を新たに開設する法人について助成があります。 詳細は、お問合せください。	①◇(通信回線料・事務所賃借料・研修費)×1/2 ◇限度額 2千万円(1年間) 最長3年間 ※投下固定資産総額3千万円以上、新規雇用従業員数30人以上の場合 ②◇新規雇用従業員数×40万円 ◇新規雇用短時間従業員×30万円 ◇限度額なし ③◇高速通信回線導入等に要した費用×1/2 ◇限度額 200万円
	山口市経済産業部産業立地推進課 TEL 083-934-2813 <a href="http://www.oidemase-yamaguchi.com/">http://www.oidemase-yamaguchi.com/</a>	
周南市	●①周南市情報・通信産業等支援補助金 ②周南市まちなかオフィス立地促進事業補助金	
	①◇業種:情報処理サービス業、コールセンター業ほか ◇要件:市外事業者が徳山駅・新南陽駅周辺エリアに事業所を新設すること ②◇業種:情報通信業、サービス業ほか ◇要件:徳山駅周辺エリアにオフィスを新設すること ※①②とも従業員雇用要件あり	①(A)(事務所と駐車場の賃借料+通信回線料)×1/2 (B)研修費×1/2 初年度限り (A)+(B)で最大2,000万円/年(最長3年間) (C)新規雇用従業員×最大30万円/人 最大3,000万円/年(最長3年間) ②(A)(事務所と駐車場の賃借料)×1/2 最大150万円/年(最長3年間) (B)新規雇用従業員×20万円/人 最大200万円 【詳しくはお問い合わせください】
	周南市産業振興部 商工振興課 企業立地推進課 TEL 0834-22-8223 <a href="https://www.city.shunan.lg.jp/life/6/25/116/">https://www.city.shunan.lg.jp/life/6/25/116/</a>	
徳島県	●コールセンターに対する優遇制度 ★★★★★全国トップクラスの助成制度です!!★★★★★	
	コールセンター(インバウンドを主体とした事業) 助成対象:新設事業所であって、新規地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に10人以上であること ※過疎地域への立地は緩和要件あり ★★★★各市町村の助成と併用できます★★★★	①新規地元雇用:正社員70万円/名、パート等40万円/名(5年間)【限度額なし】 ②事務所賃料:50%(5年間)【限度額2,000万円/年】 ③専用通信回線使用料:50%(5年間)【限度額2,000万円/年】 ④リース経費:50%(初年度のみ)【限度額1,000万円】 ⑤研修経費:50%(5年間)【限度額1,000万円/年】 ⑥投下固定資産:20%(操業開始から1年以内に整備したもの)【限度額2,000万円】
	徳島県商工労働観光部企業支援課 TEL 088-621-2155 <a href="https://www.pref.tokushima.lg.jp/promoting/">https://www.pref.tokushima.lg.jp/promoting/</a>	
徳島市	●徳島市企業立地促進条例に基づく情報通信関連事業の立地に関する奨励措置	
	対象業種:コールセンター(インバウンド事業)、データセンター、ソリューションセンター、事務処理センター、デジタルコンテンツ、クラウドサービス 助成要件:①市内に事業所を新設する場合であって、新規に地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に5人以上であること	①雇用奨励金 奨励金額:交付対象者1人につき40万円 ②施設整備費補助金 補助額:施設の整備に用いた費用の4分の1に相当する額 ③入居施設賃料補助金※指定区域に事業所を新設する場合に限る 補助額:入居する施設の賃料の4分の1の額 (助成期間、限度額等、詳しくはお問合せください)
	徳島市経済部経済政策課 TEL 088-621-5225 <a href="https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/jigyosha/kigyoritti/koujo.html">https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/jigyosha/kigyoritti/koujo.html</a>	



# コールセンターは 下関!

手厚い優遇制度

人材が豊富

1.人件費

正社員一人につき

最大 **65** 万円

※対象要件あり。

2.通信料

通信使用料

**1/2**

※対象要件あり。

3.人材

一般事務員有効求人倍率

**0.32**

※出典:ハローワーク下関  
※2021年4月現在

下関市産業立地・就業支援課  
下関市南部町21-19 TEL 083-231-1357

下関市 立地支援制度

検索



<http://shimonoseki-kigyorich.jp/>

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	【助成内容/限度額】
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
小松島市	<b>●小松島市情報通信関連事業立地促進補助金</b>	
	◇対象業種：コールセンター、データセンター等 ◇対象要件：新規雇用従業員5名以上 ◇対象地域：市内全域	①施設整備等奨励金：改修費補助もしくは賃借料補助のいずれか 改修費補助：施設整備に要した経費の50% 限度額：200万円 ※事業所の開設に係るその他の補助金を受けている場合は30% 賃借料補助：事業所等の不動産資産の賃借料の50% 限度額：年間30万円 ※事業開始から3年間 ②新規地元雇用奨励金：新規地元雇用従業員1人につき40万円 限度額：2,000万円 期間：5年間 ※2年目以降は純増員に限る 奨励金の詳細についてはお問い合わせください。
	小松島市 商工観光課 TEL 0885-32-3809	
美馬市	<b>●美馬市事業所等設置奨励条例</b>	
	◇対象業種：コールセンター、データセンター ◇対象要件：投下固定資産額3,000万円(増設・移設は2,000万円)以上、新規雇用従業員5人以上(増設・移設にあつては5人以上、なおかつ2割以上の増加) ※中小企業者は緩和要件あり。 ◇対象地域：市内全域	①雇用奨励金：地元新規雇用従業員1人につき40万円 限度額：4,000万円 期間：3年間 ②事業所等設置奨励金：施設整備に要した経費1/2の金額 限度額：1,000万円 ③人材確保支援奨励金：採用に要した経費の2/3の金額 限度額：50万円 ④雇用者研修費奨励金：県外での実務研修に要した経費の1/2の金額 限度額：100万円/年(5万円/人・年) 期間：5年間 ※奨励金の詳細についてはお問い合わせください。
	美馬市経済部企業応援課 TEL0883-52-1263	
三好市	<b>●三好市企業立地促進条例(情報通信関連企業奨励金)</b>	
	コールセンター、データセンター 助成対象：情報通信関連企業奨励金の指定企業が、企業を立地し、新規雇用従業員を10人以上かつ引き続き1年以上雇用したとき。	①新規地元雇用：地元雇用1人につき年額20万円(雇用期間に定めのない新規雇用1人につき年額40万円) 交付期間5年以内、総額3,000万円を限度(但し2年目以降は純増員分に限る) ②施設整備：(1)福利厚生施設の整備 (2)環境保全施設の整備 (3)その他事業活動に必要な施設の整備。 施設整備に要した経費の2分の1以内、交付は1回限り、1,000万円限度。
	三好市商工政策課 TEL 0883-72-7645	
東みよし町	<b>●情報通信関連企業奨励金</b>	
	情報通信関連企業奨励金の指定企業(コールセンター又はデータセンターを営む企業)が、企業を立地し、新規雇用従業員を10人以上かつ引き続き1年以上雇用することを要件とする。	新規雇用従業員1人につき年額20万円以内の額を交付する。 ・交付期間は5年以内 ・総額3,000万円を限度とする ・2年目以降は純増員に限る
	東みよし町産業課 TEL 0883-79-5345	
香川県	<b>●香川県企業誘致条例(平成30年度～令和4年度)</b>	
	新規常用雇用者10人以上 (新規常用雇用者数は、交付申請時に10人以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が10人以上であること)	・土地を除く投下固定資産額の15% ・事務所賃借料、通信回線使用料(専用回線)の1/2(3年間) ・通信機器賃借料は5年以上のリース機器の初年度分の1/2(初年度のみ) ※事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料については、それぞれ年2,000万円を限度とする ・11人目以降の新規常用雇用者数×30万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) 限度額：3年間で5億円
	香川県商工労働部企業立地推進課 TEL 087-832-3354 <a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/kigyoritti/kigyoritti/prefential/prefecture.html">https://www.pref.kagawa.lg.jp/kigyoritti/kigyoritti/prefential/prefecture.html</a>	
高松市	<b>●高松市企業誘致条例(平成30年度～令和4年度)</b>	
	・瀬戸・高松広域連携中核都市圏の構成自治体内に住所を有する新規常用雇用者又は新規短時間労働者10人以上(新規常用雇用者数等は、交付申請時に10人以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が10人以上であること)	・投下固定資産額×15% ・事務所賃借料の1/2(3年間) ・通信回線使用料、通信機器賃借料の1/2(1年間) ・対象要件に該当する新規常用雇用者数×30万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・対象要件に該当する新規短時間労働者数×15万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・その他障害者加算等の加算制度あり。 ・限度額：3年間で2億円
	高松市産業振興課企業立地推進室 TEL 087-839-2412 <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/sangyou/yuchi/yuchi.files/20200401takamatusikigyoyuuti.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/sangyou/yuchi/yuchi.files/20200401takamatusikigyoyuuti.pdf</a>	
丸亀市	<b>●丸亀市企業立地促進条例</b>	
	・市内新規常用雇用者10人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が10人以上在職していること)	・土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに賦課された部分) ・市内新規常用雇用者数×20万円(初年度のみ) ・市内新規短時間労働者数×10万円(初年度のみ) ・市内新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円 ・市内新規短時間労働者数のうち障害者に該当する者の数×15万円 ・限度額：3年間で5億円
	丸亀市産業観光課 TEL 0877-24-8844 <a href="http://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/i29484/">http://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/i29484/</a>	
坂出市	<b>●坂出市企業誘致条例</b>	
	・市内新規常用雇用者25人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が25人以上在職しており、かつその前6か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が25人以上在職していること)	・投下固定資産額×5/100(3年間。市有地については土地代含む。2年目以降は純増分のみ) ・市内新規常用雇用者数×20万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・市内新規短時間労働者数×10万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・限度額：3年間で1億円
	坂出市産業課企業活力推進室 TEL 0877-44-5103 <a href="http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/kigyoyuuguu.html">http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/kigyoyuuguu.html</a>	

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
普通寺市	●普通寺市企業立地の促進に関する条例(税制優遇措置)	
	・投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に係る固定資産税評価額5,000万円以上	・固定資産税3年間課税免除
	普通寺市商工観光課 TEL 0877-63-6315 <a href="https://www.city.zentsuji.kagawa.jp/soshiki/24/yuuguseido.html">https://www.city.zentsuji.kagawa.jp/soshiki/24/yuuguseido.html</a>	
さぬき市	●さぬき市企業立地促進条例	
	・市内新規常用雇用者数25人以上	・土地を除く投下固定資産額×5/100(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・土地に係る投下固定資産額×10/100(市有地取得の場合) ・市内新規常用雇用者数×10万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・市内新規短時間労働者数×5万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・限度額1億円(市有地取得の場合は、2億円)
	さぬき市商工観光課 TEL 087-894-1114 <a href="http://www.city.sanuki.kagawa.jp/location/system">http://www.city.sanuki.kagawa.jp/location/system</a>	
東かがわ市	●東かがわ市企業立地促進補助金交付要綱	
	・新規常用雇用者25人以上(新規常用雇用者数は、交付申請時に25人以上在職しており、かつ交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が25人以上であること)	・対象施設延べ面積×1万円 ・市内新規常用雇用者数×50万円 ・市外新規常用雇用者数×25万円 ・市内新規短時間労働者数×30万円 ・市外新規短時間労働者数×15万円 ・助成合計限度額1億円 ・固定資産税納付相当額(5年間)
	東かがわ市地域創生課 TEL 0879-26-1276 <a href="http://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i2294/">http://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i2294/</a>	
三豊市	●三豊市企業立地促進条例	
	・市内新規常用雇用者5人以上(交付申請時の新規常用雇用者が5人以上在職しており、かつその前6か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が5人以上在職していること)	・新設の部分に対して賦課された固定資産税以内の額 ・通信機器賃借料の年額の1/2に相当する額 ・事務所賃借料(市の管理する施設は除く)の年額1/2に相当する額 ・通信回線使用料の年額1/2に相当する額 ・求人に要する経費に1/10を乗じて得た額 ・市内新規常用雇用者数×20万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・市内新規短時間労働者数×5万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・限度額:3年間で2億円
	三豊市産業政策課 TEL 0875-73-3012 <a href="http://www.city.mitoyo.lg.jp/kakuka/seisaku/sangyo/8/1381.html">http://www.city.mitoyo.lg.jp/kakuka/seisaku/sangyo/8/1381.html</a>	
土庄町	●土庄町企業誘致条例	
	・土地の取得価額を除く投下固定資産額3,000万円以上	・土地を除く投下固定資産額の5% ・事務所賃借料の25% ・小豆郡内新規常用雇用者数×15万円 ・限度額:3年間で3,000万円
	土庄町商工観光課 TEL 0879-62-7004 <a href="https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/sangyo/shoko/1783.html">https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/sangyo/shoko/1783.html</a>	
綾川町	●綾川町企業誘致条例	
	・町内新規常用雇用者と転入常用雇用者の合計人数25人以上	・固定資産税額の範囲内(3年間) ・町内新規常用雇用者数×30万円(3年間) ・転入常用雇用者数×50万円(3年間) ・限度額:3年間で5億円
	綾川町経済課 TEL 087-876-5282 <a href="https://www.town.ayagawa.lg.jp/docs/2019033000022/">https://www.town.ayagawa.lg.jp/docs/2019033000022/</a>	
多度津町	●多度津町企業立地促進条例	
	・町内新規常用雇用者25人以上	・土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに賦課された部分) ・町内新規常用雇用者数×20万円(初年度のみ) ・町内新規短時間労働者数×10万円(初年度のみ) ・限度額:3年間で5億円
	多度津町産業課 TEL 0877-33-1113 <a href="https://www.town.tadotsu.kagawa.jp/itwinfo/i3221/">https://www.town.tadotsu.kagawa.jp/itwinfo/i3221/</a>	
愛媛県	●愛媛県オフィス等立地促進要綱	
	対象要件 指定事業所に指定後1年以内に操業を開始すること 新規雇用20人以上(常用労働者に限る) ※転勤に伴い県内に住民票を移した者、県外在住で新たに雇用され通勤する者を含む。	①投下固定資産額に係る奨励金:投下固定資産の10~15%(限度額5億円) ②事業用資産賃借料に係る奨励金:賃借料の1/2相当額(限度額年2,000万円・期間5年以内) ③通信回線使用料に係る奨励金:使用料の1/2相当額(限度額年2,000万円・期間5年以内) ④雇用促進助成金:県内新規雇用者数(正社員)×50万円、同(契約社員、パート)×30万円(限度額5億円)
	愛媛県経済労働部企業立地課 TEL 089-912-2260 <a href="http://www.pref.ehime.jp/h30180/h30180.html">http://www.pref.ehime.jp/h30180/h30180.html</a> 経済労働部企業立地課ページ	
松山市	●松山市情報通信関連企業立地促進要綱	
	対象事業 ・コールセンター、事務センター等 対象要件 ・市内に新設し、又は増設すること ・専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと ・操業時において新規雇用者20人以上	①施設の工事及び機器の購入に係る費用の1/6~1/4(10年以内) ②オフィス及び通信機器等の賃貸料の1/6~1/4(10年以内) ③専用通信回線利用料の1/6~1/4(10年以内) ④社員等の教育に係る費用の1/2(5年以内) ⑤新規雇用1人につき30~60万円(5年以内) ⑥正社員で松山市に住民票を置いた転勤者1人につき25万円(1年以内) ⑦社員の保育所又は託児所利用料について企業が拠出する額の1/2(3年以内) 限度額:総額5.55億円
	松山市産業経済部地域経済課 TEL 089-948-6549 <a href="https://www.dandanmatsuyama.com/business/top.php">https://www.dandanmatsuyama.com/business/top.php</a>	
高知県	●高知県コールセンター等立地促進事業費補助金 ~高知家の家族にならんかえ?~	
	新たに県内に次の業務を行う拠点を設けて事業を実施するもの。 対象事業:コンタクトセンター、バックオフィス、サテライトオフィス、本社機能(業種不問)	☆主な補助内容 ○オフィスの賃借料 ○入居時のオフィスの改修費 ○情報機器、什器等の購入費に加えてリース料も! ○通信料・通話料 ○新規雇用に対する雇用奨励金 ○補助限度額は最長5年間で最大15億円! ☆人材確保を国・県・市町村が連携して強力にサポートします! ☆補助率等の詳細について、ぜひお問い合わせください。
	高知県商工労働部企業誘致課 TEL 088-823-9881 <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/</a>	

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
室戸市	●室戸市コールセンター等誘致促進条例に基づく企業立地の促進を図るための助成	
	対象事業: コールセンター、事務系企業、ソフトウェア事業 補助要件: 市内でコールセンター等を開設5名以上の雇用 補助対象経費: ①土地・家屋の賃貸料、②人材育成費用、③雇用者の給与、④人材確保に要した経費 補助期間: 操業開始後 5年間 室戸市役所産業振興課 TEL 0887-22-5116 e-mail:mr-010900@city.muroto.lg.jp <a href="http://www.city.muroto.kochi.jp/">http://www.city.muroto.kochi.jp/</a>	①1/2(限度額1,000万円) ②人材育成費用の3/4 ③スーパーバイザー 100万円/人 正社員50万円/人 パート30万円/人 ④人材確保に要した経費の1/2 ※①~④の合計が1会計年度2,000万円を限度額とする
南国市	●南国市コールセンター等設置奨励金交付要綱(インターネットで閲覧可能です)	
	対象事業: コールセンター、バックオフィス、コンテンツ産業等※事業ごとに新規常用雇用者数の要件有。 対象経費: ①人材育成費用(研修費など) ②新規雇用者の給与(南国市民等の要件有) ③人材確保に係る費用 ④土地家屋賃借料 南国市役所商工観光課 TEL:088-880-6560 e-mail:n-kigyoun@city.nankoku.lg.jp <a href="http://www.city.nankoku.lg.jp">http://www.city.nankoku.lg.jp</a>	①対象経費の1/2 ②正規社員90万円、非正規社員60万円、パートタイム労働者30万円 上記のうち、子育て世帯や障害者の場合は、さらに10万円 非正規社員やパートタイム労働者から正規社員に登用された場合、非正規社員は30万円、パートタイム労働者は60万円の追加助成あり ③対象経費の1/2 ④賃借料の1/2(限度額は最大1,500万円) ※助成期間は最大5年間。交付限度額は最大4,000万円。
福岡県	●福岡県企業立地促進交付金	
	【コンタクトセンター 補助要件】 以下条件を両方満たすこと ①設備投資額3千万円(1千万円)以上(土地を除く。) または設備機器年間賃借料6百万円(2百万円)以上 ②県民の新規雇用50人(10人)以上 ( )内の数字は政令市(福岡市、北九州市)以外の場合 福岡県商工部企業立地課企業誘致係 TEL 092-643-3441 <a href="https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/">https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/</a>	○交付内容 ①設備投資額(用地取得費を除く)の2% ②業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 ③社宅の取得・改修費の2% ④社宅の年間賃借額の1/2 ⑤操業開始から1年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円 上記①~⑤の合計に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる 限度額:1億円 ③、④は社宅5戸(中小企業者3戸)以上取得若しくは改修又は賃借する場合
福岡市	●福岡市立地交付金	
	【コールセンター求む!!!】 福岡市は市内へコールセンターを新設する企業をサポートします! 詳しくは、職員お手製のホームページをご覧ください。必見です! 福岡市経済観光文化局企業誘致課 TEL 092-711-4849 ホームページは【福岡市コールセンター企業立地】で検索! お気軽にご連絡ください!	○オフィス賃借料への助成 最大2,500万円 ○雇用への助成 最大5,000万円(最大50万円/人) その他オフィス探しサポート等行っています! 
北九州市	●北九州市企業立地優遇制度	
	「北九州市オフィス立地促進補助金」 ・市内オフィスビルに事業所を新たに開設する企業 【対象業種】 コンタクトセンター、ソフトウェア業、 情報処理サービス業、情報提供サービス業、 インターネット付随サービス業、自然科学研究所 北九州市産業経済局企業立地支援課 TEL 093-582-2065 <a href="https://www.kitakyu-kigyorichi.jp/">https://www.kitakyu-kigyorichi.jp/</a>	・立地後3年間の年間賃借料(共益費含む)の1/2 ・立地後3年間の新規常用雇用者1人あたり30万円(短時間労働者は15万円) ・通信工事・感染防止対策等オフィス改修費用の1/2 資金面でのご支援の他、オフィス物件探し、人材確保など様々な支援メニューで企業活動をサポートしております! 各詳細につきましては、是非お問い合わせください。

# コールセンター バックオフィスの進出を応援

中心市街地に設置するときの  
設備投資・通信回線使用料等の費用を補助します!

## 久留米進出にはこんなメリットが

- 1.順調な採用**  
有効求人倍率0.94倍。求職者多数!(R3.5現在)
- 2.福岡市からのアクセス**  
電車で30分、福岡空港から車で40分とアクセス良好
- 3.評価の高いアウターフォロー**  
物件探しから人材のマッチングまで手広くフォロー



久留米市のデータ  
福岡県 第3の都市  
人口: **304,148**人  
世帯数: **138,550**世帯  
(R3.6現在)

福岡県久留米市城南町15番地3  
久留米市 商工観光労働部 企業誘致推進課  
TEL 0942-30-9135 FAX 0942-30-9707  
Mail kigyoun@city.kurume.fukuoka.jp

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
久留米市	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●久留米市産業振興奨励金(コールセンター・バックオフィス補助金)	
	対象業種: コールセンター・バックオフィス 補助要件: 常時従業者数20人(中小企業等は5人)以上、かつ市民の新規雇用者数5人以上	①年間賃借料及び年間共益費(敷金等を除く)×50%(3年間) ※①上限: 1年間500万円 ②設備機器・備品の取得費、事業所設置工事費等×50%(3年間) ③専用通信回線の年間使用料×50%(3年間) ※②③合計上限: 1年間800万円、かつ総額2,000万円 ④市民の新規雇用者数×30万円 ※④上限: なし
	※詳細については、お気軽にご相談ください。 久留米市商工観光労働部企業誘致推進課 TEL:0942-30-9135 E-mail:kigy@city.kurume.fukuoka.jp <a href="http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1070sangyou/2050yuuchi/3020yuugouseido/2015-0416-1038-187.html">http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1070sangyou/2050yuuchi/3020yuugouseido/2015-0416-1038-187.html</a>	
長崎県	●オフィス系企業誘致事業補助金	
	立地協定を締結のうえ県内に事業所の新設等を行い、下記業務を単独若しくは複合的に行う企業及びこれらの企業のためにビルを整備する企業 ①高度専門業務(雇用5人以上) ②ミドルオフィス業務(雇用5人以上) ③バックオフィス業務(雇用50人以上)	①通信費の1/2 ②賃借料の1/2 ③雇用1人当たり30万円 ※高度専門業務に該当する場合は100万円 ④設備投資額の1/10以内(3年以内に支出した経費) ⑤専門誌への掲載など求人情報提供のために要した経費の1/2 ⑥有料職業紹介事業者への手数料など高度人材を採用するために要した経費の3/4 ⑦立地企業が自社ビルを建設する場合は施設整備額に雇用人数に応じた補助率を乗じた額以内(5%~20%)
	長崎県産業労働部企業振興課 TEL 095-895-2657 (公財)長崎県産業振興財団 企業誘致推進本部 TEL 095-820-8890 <a href="https://www.joho-nagasaki.or.jp/business/investact/">https://www.joho-nagasaki.or.jp/business/investact/</a>	
長崎市	●長崎市企業立地奨励条例	
	○対象事業者 ①法人税の申告を3年度以上実施している法人又はその連結子会社 ②国内外で5事業年度以上事業活動を行っている外国法人 ③上記②の法人に財務及び事業の方針を支配されている法人 ○要件 ①建物建設: 投下固定資産総額、雇用人数 ②建物借上: 雇用人数	①建物建設の場合 施設等整備奨励金…投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に15%を乗じた額 ※5年で分割 ②建物借上の場合 建物等賃借奨励金…建物等賃借費用(共益費、消費税を除く)×50%(上限1万円/坪) ※最大3年間 ①②とも 雇用奨励金…正規50万円/人、非正規30万円/人、短時間15万円/人(障害者加算あり) ※最大3年間 総限度額 合計10億円
	長崎市商工部産業雇用政策課 TEL: 095-829-1313 <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigy/360000/363000/p008925.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigy/360000/363000/p008925.html</a>	
佐世保市	●佐世保市企業立地促進条例(新設:5年間)	
	【対象要件】 ①大企業: 投下固定資産額2,000万円以上、対象施設における常用雇用者20人以上 ②中小企業: 投下固定資産額2,000万円以上、対象施設における常用雇用者10人以上 【交付期間】5年間 ※期間内に要件達成が必要	①土地取得奨励金: 固定資産税評価額、取得価格の低い額の1/3~1/2(限度額: 6億円) ②土地等賃借奨励金: 土地・建物賃借料の1/2、5年間(限度額: 2,000万円/年、総額1億円) ③立地奨励金: 固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当額、5年間(限度額: 3億円) ④雇用奨励金: 新規雇用者50万円/人、短時間労働者25万円/人(限度額: 2億円)
	佐世保市企業立地推進局 TEL 0956-25-9638(直通) <a href="https://www.city.sasebo.lg.jp/kigyout/ritchishore.html">https://www.city.sasebo.lg.jp/kigyout/ritchishore.html</a>	
島原市	●島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例	
	○指定業種 製造業、自然科学研究所、機械修理業、情報サービス業、宿泊業、技術サービス業、物流関連業 ○要件 新設・改修: 投下固定資産2,500万円以上 新規雇用5人以上 増設・移設: 投下固定資産1,000万円以上 新規雇用1人以上	○立地奨励金 固定資産税相当額の奨励金(3年間) ○施設整備奨励金 固定資産投下額(土地代除く)×5~10%(雇用数による)の補助 限度額: 1億円(改修は2,000万円) ○土地家屋賃借奨励金 土地家屋の賃借料×25%(3年間) 限度額: 1,000万円/年(3年間3,000万円) ○雇用奨励金 新規雇用1人あたり正規雇用者50万円 短時間労働者25万円の奨励金 限度額: 5,000万円
	島原市商工観光部商工振興課 TEL 0957-63-1111 <a href="https://www.city.shimabara.lg.jp/page1856.html">https://www.city.shimabara.lg.jp/page1856.html</a>	
諫早市	●諫早市工場等設置奨励制度	
	①企業誘致促進地区における課税免除 対象要件 1) 企業誘致促進地区(諫早中核工業団地外5ヶ所) 2) 減価償却試算額3,000万円超 ②奨励金 対象要件 1) 企業誘致促進地区以外 2) 減価償却資産額3,000万円超 かつ 新規雇用者5人以上(市内立地後5年以上の場合) 新規雇用者10人以上(市内立地後5年未満の場合)	①固定資産税の課税免除(3年間) 限度額なし ※事業に要する部分のみ ②固定資産税相当額を奨励金として交付(3年間) 限度額2,500万円/年度 ※事業に要する部分のみ
	諫早市商工振興部産業誘致課 TEL 0957-22-2649(直通)	
大村市	●大村市企業立地奨励補助金	
	①施設等整備奨励補助金: 投下固定資産総額1000万円以上(土地代を除く)で新規地元雇用者5人以上 ※1年間の雇用実績要 ②雇用奨励補助金: 新規地元雇用者10人以上(但しコールセンターは20人以上) ※1年間の雇用実績要	①投下固定資産総額(土地代を除く)の10% 雇用者数による限度額 雇用者数5人~9人最高500万円/雇用者数10人以上最高1000万円 ②1人につき25万円(正社員)(期限付等10万円) 限度額 1000万円
	大村市産業振興部企業誘致課 TEL 0957-53-5905	

当協会の会員専用ページでは、今号に掲載した「地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧」のエクセルデータを会員限定で公開しています。閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ご希望の会員は事務局までお問い合わせください。

【会員専用ページ】 [https://ccaj.or.jp/member\\_top.html](https://ccaj.or.jp/member_top.html)

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
平戸市	<b>●平戸市企業立地奨励制度</b>	
	①雇用促進奨励金 新規雇用者20人以上(うち正社員の市民10人以上) ※1年間の雇用実績要 ②土地等賃借料奨励金 新規雇用者10人以上(うち正社員の市民10人以上) 平戸市企業立地推進室 TEL 0950-22-9142 <a href="https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/industry/syokou/ricchi/2019-0530-1602-118.html">https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/industry/syokou/ricchi/2019-0530-1602-118.html</a>	①正社員の市民1人につき30万円。交付期間3年間。限度額3,000万円。 ②土地、事務所の賃借料の2/3。交付期間3年間。限度額300万円/年。
松浦市	<b>●松浦市企業立地奨励金(情報処理産業奨励金)</b>	
	対象要件 コールセンター、データセンター等の情報処理を行う施設を市内に新設する者で、操業開始から3年以内に市内在住の新規雇用者が20名以上 松浦市地域経済活性化課 TEL 0956-72-1111	①雇用奨励金:市内在住者の年間平均雇用者数×50万円(2年目3年目は純増分) 限度額:3年間で3,000万円
対馬市	<b>●情報処理サービス業の支援制度</b>	
	対象要件 新規常用雇用者25名以上	奨励措置 ①雇用奨励金 事業を開始したと認めた日から引き続き1年以上雇用されている新規常用雇用者に1回限り(2年目、3年目は、対前年比純増加人数分対象) 正社員 20万円/人、パートタイマー等 10万円 限度額:1,000万円 ②事務所賃借料奨励金 実支出額の1/5以内(3ヶ年) ③設備整備奨励金 改修費の実支出額の1/5以内(1回限り)
杵岐市	<b>●杵岐市企業立地促進事業</b>	
	業種:コールセンター業・情報サービス業・インターネット付随サービス業他 要件:①中小企業法第2条に規定する会社:新設等から6ヶ月以内に、新規雇用者等を15人以上雇用 ②中小企業・小規模企業者:新設等から6ヶ月以内に、新規雇用者等を5人以上雇用 杵岐市商工振興課 TEL 0920-48-1135	①人材育成奨励費:月額2万/人(3年間、限度額1,500万円) ②事業所賃借料:賃借料の1/2(3年間、限度額月20万円) ③設備補助:改築費5,000円/㎡と実額の少ない方 ※限度額①~③の合計額:3年間総額3,000万円以内 ④住居賃借料:1/2助成(2名、1年間、月額5万円限度) ⑤社用車リース料:1/2助成(1台、月額1万円、3年間限度)
五島市	<b>●五島市企業立地及び雇用促進条例</b>	
	対象要件 1)新規雇用者5人以上(うち正規雇用者3人以上) 五島市商工雇用政策課 TEL 0959-72-7862	①固定資産税課税免除又は固定資産税相当額の助成金(3年間) ②新規雇用1人につき次の金額を3年間交付(限度額2,000万円) ・正規雇用50万円、非正規雇用25万円、新卒正規雇用60万円、新卒非正規雇用30万円
西海市	<b>●西海市企業立地奨励条例</b>	
	市内へのコールセンターの新設を行う事業者で、次の要件のいずれにも該当するもの (1)市内に新たに事業所を設置すること (2)施設における従業員が10人以上(中小企業5人以上) 西海市企業立地課 TEL 0959-37-0071 <a href="https://www.city.saikai.nagasaki.jp">https://www.city.saikai.nagasaki.jp</a>	①普通財産の貸付料減額:指定を受けた日から3年間 ②固定資産税の免除:指定を受けた日以降3年間 ③雇用奨励金:新規従業員1人あたり50万(短時間労働者は25万 限度額2,000万円) 【その他の助成制度はお問い合わせください】
雲仙市	<b>●雲仙市工場等設置奨励に関する条例</b>	
	①工場等施設整備奨励金 ②雇用奨励金 ③地場産品加工奨励金 ④物流費奨励金 ⑤工場等立地奨励金 ⑥固定資産税の課税免除又は不均一課税 ただし土地代を除く投下固定資産総額が500万円、5,000万円、1億円以上や新規雇用者が5人、10人、20人以上などの要件があります。 企業誘致推進室 TEL 0957-38-3111 <a href="http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol_id=17043">http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol_id=17043</a>	①限度額2億円(3年間の段階支給) ②限度額5,000万円(1人1回のみ) ③限度額2,000万円(最長5年間。単年度限度額400万円) ④限度額年間200万円(3年間) ⑤限度額無し(3年間) ⑥課税免除又は不均一課税額 ただし、対象となる業種(製造業(食品関連産業)、旅館業、梱包業、道路貨物運送業、卸売業、倉庫業、自然科学研究所、情報処理サービス業、ソフトウェア業など)には限りがあります。
南島原市	<b>●南島原市企業等設置奨励条例</b>	
	対象要件(情報処理サービス業) 1)投下固定資産額300万円以上 2)新規雇用者3人以上 南島原市地域振興部商工振興課 TEL 0957-73-6633	①設備投資費:投下固定資産総額(リースを除く)の6%~12%(3年間で2億円限度) ②通信費:事業の用に供する通信費の25%(3年間で1,000万円限度) ③賃借料:事務所賃借料の25%(3年間で4,000万円限度) ④人件費:新規雇用者×30万円(1人あたり1回、3年間で5,000万円限度)
新上五島町	<b>●新上五島町情報通信関連企業立地促進補助金</b>	
	対象要件 1)新規雇用者及び派遣社員25人以上 新上五島町総合政策課 TEL 0959-53-1113	①人件費:15万円/人 限度額:1,000万円(3年間)
長与町	<b>●長与町工場等設置奨励条例</b>	
	対象要件 1)投下固定資産額2500万円以上 2)新規雇用者(町民)10人以上 長与町役場産業振興課 TEL 095-883-1111	①固定資産税相当額を奨励金として交付(3年間) ※事業に要する部分のみ

熊本県

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
熊本県	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金	
熊本県	【対象企業】 広域的業務拠点施設又は産業支援サービス業務施設を県内に新設又は増設する県外企業で県又は市町村との間に立地協定を締結する企業	①投資額・投下リース資産額：投資額等の合計×10% ②賃借料：事業所の年間賃借額×1/2(4年間) ③通信料：専用通信回線の年間使用料×1/2(4年間) ④雇用：新規雇用者数×20万円(非正規社員は10万円、3年間)
	【補助要件】 県民の新規雇用者数：50人以上 (人口減少市町村に立地する場合は5人以上)	補助限度額：5億円【詳細はお尋ねください】
熊本県商工労働部産業振興局企業立地課 TEL 096-333-2328 【企業立地ガイドKUMAMOTO】 <a href="https://www.kumamoto-investment.jp/kiji00319/index.html">https://www.kumamoto-investment.jp/kiji00319/index.html</a>		
熊本市	●熊本市企業立地促進条例に基づく補助制度	
	対象：熊本市内に事業所を新設・増設する企業 条件：常用従業員の増加 ①事務センター、情報処理・提供サービス業 30人以上 ②コールセンター 50人以上 ③上記以外 5人以上 ※①②の増設の場合は20人以上	【賃料】賃料×1/2を3年間分(限度額6,000万円) 【雇用】新規等常用従業員一人当たり①正社員80万円、②転換正社員40万円、③正社員以外10万円 【その他】クラウドサービス利用に係る経費×1/3を3年間分(限度額1,000万円) ※その他、建物取得の場合には設備投資に対する補助もご準備しています。条件や補助額についての詳細は、下記までお問い合わせください。
熊本市産業振興課企業立地推進室 TEL 096-328-2386 <a href="https://higo-rich.jp/">https://higo-rich.jp/</a>		
八代市	●八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金	
	(1) 日本標準産業分類に掲げる情報通信業 コールセンター、オペレーションセンター等 サテライトオフィス (2) 投下固定資産額100万円以上 かつ 新規市民雇用者数3人以上	①投下固定資産額の合計×1/3 ②事業所の年間賃借料及び投下リース資産額×1/2(3年間) ③専用通信回線等使用料×1/2(3年間) ④新規雇用者数(正規雇用者)×30万円(3年間)、新規雇用者数(非正規雇用者)×15万円(3年間) ※各年度、純増者のみが対象 熊本県の補助制度と併用可! 詳細は、お気軽にお問い合わせください!
八代市 商工・港湾振興課 TEL 0965-33-8513 <a href="http://www.city.yatsushiro.lg.jp/list00161.html">http://www.city.yatsushiro.lg.jp/list00161.html</a>		
人吉市	●人吉市産業支援サービス業等立地促進補助金制度	
	・対象：市内にコールセンターや事務センター、IT等情報処理提供サービス業を新設又は増設する企業 ・市民の新規雇用者数：5人以上 ・立地協定：県又は県が立会人となり市と立地協定を締結 ・操業開始：立地協定から3年以内(新設の場合5年以内)に操業開始	1) 投下固定資産額及び投下リース資産額の合計×1/3 2) 新規雇用者数×20万円(正社員)・10万円(非正規社員) ※操業から3年間
人吉市商工振興課 TEL:0966-22-2111(内線5133)		
水俣市	●水俣市産業支援サービス業等立地促進補助金	
	インターネット付随サービス業やコールセンター等の新増設を行う県外企業で以下のいずれにも該当 ・投下固定資産(リース資産)合計：100万円以上 ・新規雇用者数：5名以上 ・立地協定締結後、原則3年以内に操業開始	・投下固定資産(リース資産)合計額の3分の1を交付(上限5,000万円) ・新規雇用者数に15万円を乗じて得た額を3年間交付(上限450万円/年)
水俣市経済観光課経済振興室 TEL:0966-61-1628		

クラウド  
使用料  
も助成  
対象

くまもとに  
来てはいよ~



がんばるけん!  
くまもとけん!

©2010熊本県くまモン

オフィス  
人材確保  
育成支援  
実施中

**熊本県が充実した優遇措置でバックアップします!**

**コールセンター サテライトオフィス システム開発部門  
最大5億円の補助! ※補助要件あり**

<p><b>設備投資補助</b> 市町村との併用で最大 <b>2/3</b></p>	<p><b>オフィス賃借料補助</b> 市町村との併用で 最大3年間 <b>100%</b></p>	<p><b>通信回線料補助</b> 市町村との併用で 最大3年間 <b>100%</b></p>	<p><b>新規雇用者補助</b> 市町村との併用で 最大年一人あたり <b>120万円</b></p>
--	--	--	--

**立地環境や助成金の説明、物件紹介、現地視察などお気軽にご相談ください!**

	<p>熊本県東京事務所 TEL03-3572-5022 熊本県大阪事務所 TEL06-6344-3883 熊本県企業立地課 TEL096-333-2328・2329・2330</p>	<p><b>熊本県 企業立地ガイド</b></p>	
---	---	---------------------------	---

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
玉名市	●玉名市企業立地促進条例に基づく奨励措置	
	下記全てに該当のソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、コールセンター業 ▼土地を除く投下固定資産総額1千万円(増設500万円)以上 ▼新規雇用者3人(増設1人)以上 ▼工事等着手前に市と立地協定を締結し5年以内(増設3年以内)に計画完了	▼雇用奨励金…市内居住の新規雇用者数に応じ交付、障がい者又は女性の雇用で加算 ▼オフィス賃貸料補助金…3年間賃貸料の50%、各年度上限100万円 ▼通信回線使用料奨励金…3年間使用料の50%、各年度上限100万円 その他用地取得や固定資産税についての優遇措置もあります。詳細はお問い合わせください!
	玉名市商工政策課企業立地推進室 TEL:0968-71-2065 (玉名市企業立地ガイド) <a href="https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/386/12857.html">https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/386/12857.html</a>	
宇土市	●【A】宇土市企業振興促進条例 及び 【B】宇土市企業立地特別奨励金条例	
	【A】①投下固定資産総額3億円以上 新規雇用者5人以上 ②投下固定資産総額1千万円以上 新規雇用者新設5人以上増設3人以上 【B】用地取得面積5千㎡以上 操業開始3年以内 投下固定資産総額3億円以上 新規雇用者5人以上	【A】①課税免除:固定資産税6年間 ②企業立地奨励金:固定資産税3年間 ●研修経費補助金1/2 ●雇用促進奨励金30万円 【B】●用地取得費奨励金:用地取得価格20% ●給水加入金交付金:給水装置新設時に納入する口径別加入金相当額
	宇土市企画課企画政策係 TEL0964-22-1111 宇土市企業立地ガイド <a href="http://uto-kaihatsu.jp/index.htm">http://uto-kaihatsu.jp/index.htm</a>	
上天草市	●ナナメ上↑上天草市!【上天草市企業立地及び雇用促進条例】	
	【適用条件】 情報サービス業・インターネット付随サービス業 ①投下固定資産総額3,000万円以上 ②新規雇用者10人以上	補助限度額500万円(事業開始後4年以内・以下より選択) ○進出基盤整備促進措置 ①土地造成費助成②用地取得助成③建物・償却資産取得助成※固定資産税免除か助成を何れか選択 ○地域定着促進措置 ④賃借助成(3年間)⑤新規雇用助成⑥人材育成研修助成(3年間)⑦地域貢献助成【詳細はお問い合わせください】
熊本県上天草市産業政策課ふるさと産業係 TEL:0964-26-5532 <a href="http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/">http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/</a>		
宇城市	●宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金(与件から必要投資額や支援額をすぐにシミュレーションします)	
	・対象:オフィス(IT企業やコールセンター、バックオフィス等) ・要件:①100万円以上の固定資産・リース資産の投資 ②3人以上の新規雇用 ★「物件」確保や「人材採用」の周知サポートも実施! ★進出企業との官民連携の実績もあります!	①オフィス改修費・什器の購入・リース:1/3補助 ②新規雇用×10万円(3年間) ③賃料:1/2補助(3年間) ④通信回線・クラウドサービス使用料:1/2補助(3年間) ★進出時の採用説明会への集客支援実績あり (20名雇用に対し、約140名集客) ★熊本県の補助制度と併用可!★賃料平均:5,500円/坪
	熊本県宇城市地域振興課 TEL0964-32-1906 ZOOMやGoogleMeet等のWEB会議ツール、SlackやChatworkといったご希望の連絡ツールでも対応します!	
天草市	●天草市サテライトオフィス推進事業補助金	
	【対象企業】市外に本社機能を有する企業で、立地協定締結後3年以内に本市で操業を開始したもの。	①改修費補助金:補助対象経費の1/2以内、100万円上限(御所浦地域は、2/3以内、200万円上限) ②賃貸料補助金:賃貸借契約金額の1/2以内、90万円上限、1年間。(操業開始日から1年経過する日までに1名以上雇用した場合は3年間) ③雇用奨励金:1人あたり10万円。 【詳細はお尋ねください】
天草市経済部産業政策課 TEL0969-32-6786 <a href="https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0034427/index.html">https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0034427/index.html</a>		
美里町	●美里町企業振興促進条例	
	【新設】 ・投下固定資産総額2,000万円超 ・新規雇用者5人以上(町内に住所を有するもの) 【増設】 ・新たな投下固定資産総額1,000万円超 ・新規雇用者3人以上(町内に住所を有するもの)	①固定資産税の課税免除 固定資産税が課されることとなった年度以降3年度 ②雇用奨励金(総額1,000万円を限度) 町内に住所を有する者を継続して1年以上常時雇用した場合 ・常時正社員として雇用された新規雇用者一人あたり50万円 ・常時正社員として雇用された者以外の新規雇用者一人あたり25万円
美里町企画情報課 TEL0964-47-1111		
益城町	●益城町産業支援サービス等立地促進補助金	
	【対象】町内にインターネット関連サービス業やコールセンター、オペレーションセンター等に係る事業所を新設又は増設する企業 【要件】①投資額(建物・設備)100万円以上 ②新規雇用3人以上	【助成内容】 ①設備投資補助 1/3(上限100万円、初年度のみ) ②雇用補助(上限200万円/年、最大3年間) 正社員新規雇用者数×20万円 非正規新規雇用者数×10万円 ③賃料等補助 1/2(上限100万円/年、最大4年間)
益城町役場産業振興課 TEL096-289-8307 <a href="https://mashiki-kigyoyuuchi.jp/">https://mashiki-kigyoyuuchi.jp/</a>		
芦北町	●芦北町サテライトオフィス等誘致事業補助金交付事業	
	◎対象 ・芦北町内の廃校舎、空き家、空き店舗等にIT系企業がサテライトオフィスを開設し、操業するもので、次の要件すべてに該当する場合 ①本社等から1人以上配置、または新規に1人以上雇用 ②投資額100万円以上 ③立地協定から3年以内に操業開始 ※詳しくは、下記にお問い合わせください。	◎補助金額(限度額初年度500万円/年、2年目以降200万円/年) ※県産業支援サービス業等立地促進補助金と併用可 ・投資額の1/3(初年度のみ・上限300万円) ・事業所の年間賃借額の1/2(4年間) ・事業用専用通信回線の年間使用料の1/2(4年間) ・新規雇用者×15万円※/人(3年間) ※町内雇用の場合は10万円上乗せ
芦北町役場商工観光課 TEL0966-82-2511(内172)		

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
錦町	●錦町産業支援サービス業等立地促進補助金制度	
	町内にコールセンター、オペレーションセンター等を新設又は増設する企業で、次の要件のいずれにも該当するもの。 ①新規常用雇用者数5人以上 ②町との間で立地協定を締結 ③立地協定から3年以内(建物の新設を行う場合は5年以内)に操業を開始 錦町企画観光課 TEL 0966-38-4419 <a href="http://www.nishiki-machi.com/">http://www.nishiki-machi.com/</a>	【助成内容】 ①投下固定資産額及び投下リース資産額の合計×1/3の額 ②新規雇用者数×10万円(操業から3年間)の額
苓北町	●苓北町企業誘致条例	
	町内に工場等を新設又は増設する企業 ①新設:投下固定資産総額が1,000万円を超え、かつ、新規雇用者が3人以上の工場等 ②増設:新たな固定資産総額が500万円を超え、かつ、新規雇用者が1人以上の工場等 ※詳しくは、下記にお問い合わせください。 苓北町役場企画政策課 TEL 0969-35-1111(内212) <a href="https://reihoku-kumamoto.jp/wp-content/uploads/2018/03/e4bc6feb8d2c130c615c536691cafe5-1.pdf">https://reihoku-kumamoto.jp/wp-content/uploads/2018/03/e4bc6feb8d2c130c615c536691cafe5-1.pdf</a>	①固定資産税の課税免除:3箇年 ②工場等建設補助金:投下固定資産総額の5%(限度額5,000万円) ③用地取得補助金:土地の取得価格の30%(限度額5,000万円) ④雇用奨励金:1人あたり30万円(限度額300万円) ※詳しくは、下記にお問い合わせください。
大分県	●大分県オフィス系企業誘致促進補助金	
	【補助対象要件】・新規地元雇用者数10人以上(中核市は30人以上) ・BPO、コールセンター業	【補助対象経費及び補助額(①+②+③+④)】①雇用奨励:②0万円(中核市②10万円)×新規雇用者数(3年間) ②設備投資助成:投下固定資産額×10% ③スタートアップ支援:業務システム使用料×10%(3年間) 専用通信回線使用料×1/2(3年間) オフィス賃料×1/3(3年間) ④人材育成支援:出張費相当(定額3年間)
大分市	●大分市情報通信関連産業支援事業補助金	
	【補助対象要件】 ・新規雇用者 30人以上 (コールセンター業)	【補助金額(限度額:2億8千万円(3年間の合計))】・土地・建物取得費×5% ・投下固定資産額×5% ・新規雇用者数(正規)×50万円(3年間) ・新規雇用者数(非正規、パート)×3万円(3年間) ・オフィス賃借料×1/3(3年間) ・通信回線使用料(従量分)×1/2(3年間)(限度額:2,100万円) ・業務システム使用料×5%(3年間) ・ファイナンスリースによる物件取得費×5%
別府市	●別府市オフィス系企業誘致促進補助金	
	【補助対象要件】・BPO・コールセンター業 ・新規雇用者10名以上	【補助対象経費及び補助額】①新規雇用者(地元雇用者、雇用保険被保険者)正社員×20万円・非正規社員×5万円(3年間) ②オフィス賃借料×1/3(3年間) 限度額200万円/年 ③投下固定資産額×1/10 限度額200万円 ④業務システム(ASP等)使用料×1/10(3年間) 限度額200万円/年 ⑤通信回線使用料×1/3(3年間) 限度額200万円/年
中津市	●中津市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】<<新設>>・雇用従業者10人以上(市内在住・転勤者可・短期時間労働者可) <<増設>>・雇用従業者5人以上(市内在住・転勤者可・短期時間労働者可)	【補助対象経費及び補助額】①新規雇用従業者×20万円(市内在住・短時間労働者可) 限度額2,000万円 ②土地及び建物賃借料の1/2 限度額300万円/年(3年間)
日田市	●日田市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】(新設)・3人以上の新規雇用者を創出。 ・取得日から3年以内に事業所の設置に着工し、5年以内に操業開始。ただし、賃借の場合は契約開始日から2年以内に操業開始。 ・過去3年度間、公租公課の滞納がないこと。	【補助対象経費及び補助額】①固定資産税不均一課税50/1005年間 ②新規雇用者数×20万 限度額:2千万 ③設備投資額 土地×20/100 限度額:5千万、家屋及び償却資産×3/100 限度額:5千万 ④土地建物等賃借料×1/2 限度額:500万/年3年間 ⑤通信回線使用料等×1/3 限度額:100万/年3年間 ⑥家屋改修費×2/3 限度額:300万
佐伯市	●情報通信関連企業立地促進補助金	
	【補助対象要件】・新規雇用2人以上	【補助対象経費及び補助額】①回線使用料と借室料の合計額の2/3(限度額…新規雇用者20人未満:500万円、新規雇用者20人以上1,000万円) ※3年間、②新規雇用者数×30万円、③改修費の1/2(限度額…250万円)
津久見市	●津久見市企業立地促進条例(設備投資助成金・雇用促進助成金)	
	【補助対象要件】以下の①②の条件をすべて満たすこと ①設備投資額と用地取得費の合計が2,700万円以上(個人事業主の場合は500万円以上) ②新規雇用者(1年以上の継続雇用)が3人以上(個人事業主の場合は1人以上)	【補助対象経費及び補助額】①設備投資額×5%×3年間(限度額300万円/年) ※用地取得費は対象としない ②新規雇用者数×30万円×3年間(限度額300万円/年) ※津久見市企業立地促進条例全体における1事業所あたりの限度額は500万円/年
	津久見市商工観光・定住推進課(商工観光班) TEL:0972-82-9542 <a href="https://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/6/13406.html">https://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/6/13406.html</a>	

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	【対象要件】	【助成内容/限度額】
		【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
竹田市	<b>●竹田市企業立地促進条例</b>		
	【補助対象要件】以下の要件がすべて必要です ・新規雇用者：≪新設≫2人以上、 ≪増設、移転≫2人以上 ・操業開始：用地取得日(賃貸契約日)から3年以内 ・投資額：1,000万円以上		①固定資産税の不均一課税3年間 ②新規雇用者×20万円(最大1,000万円) ③用地取得費×50%(雇用者数に応じて200万円~3,000万円) ④投資額×20%(雇用者数に応じて500万円~2,000万円) ⑤環境整備に要する費用×30%(5人未満200万円,5人以上1,000万円) ⑥賃借料(土地+建物)×50%×3年間(年間最大200万円)
	竹田市企画情報課 総合政策室 TEL:0974-63-4801	<a href="https://www.city.taketa.oita.jp/">https://www.city.taketa.oita.jp/</a>	Mail:kikaku@city.taketa.lg.jp
豊後高田市	<b>●新規立地雇用促進奨励金</b>		
	【対象要件】・市内に新規立地 ・操業から1年以内に市内に住所を有する者を5人以上雇用		【補助対象経費及び補助額】雇用者1人につき30万円を交付。(ただし1社につき、上限450万円)
	豊後高田市役所商工観光課工業労政係 TEL:0978-22-3100		
杵築市	<b>●杵築市コールセンター企業立地促進補助金</b>		
	【補助対象要件】≪新設≫・新規雇用者10人以上(市内在住) ≪増設又は移設≫・新規雇用者5人以上(市内在住)		【補助対象経費及び補助額】①新規雇用者の数に30万円を乗じた金額(上限2,100万円) ②最大3年間、事業所賃料の50%を補助。(年間上限300万円) ※但し、賃貸している土地及び建物が杵築市の場合は全額を補助金として交付する。
	杵築市財産管理活用課企業誘致推進室 TEL:0978-62-3131		
豊後大野市	<b>●豊後大野市企業立地促進条例</b>		
	【補助対象要件】・設備投資…5,000万円以上 ・事業所の操業に伴う新規地元雇用者が5人以上 ・土地取得後1年以内に着工、3年以内に運用開始 ・過去3年間、公租公課の滞納がないこと		【補助対象経費及び補助額】①設備投資額(土地・建物、構造物及び機械設備等)の100分の5(上限2,000万円) ②人件費 新規雇用者の数に10万円を乗じた額(上限1,000万円) ③用地の取得額の100分の5(上限3,000万円) ④土地・建物及び償却資産に係る固定資産税額の100分の50を助成(3年間)
	大分県豊後大野市 商工観光課 経済振興係 TEL:0974-22-1001 (内線2452)		Mail:am1466@city.bungoono.lg.jp
由布市	<b>●由布市企業立地促進条例</b>		
	【補助対象要件】・設備投資額と用地取得額の合計が5,000万以上(増設は、2,700万円以上) ・新規雇用者5人以上(増設は1人以上)		【補助対象経費及び補助額】①固定資産税額の1/2(5年間) ②設備投資額×5%(限度額1,000万円) ③用地取得費×5%(限度額1,000万円) ④新規雇用者×20万円(限度額1,000万円)
	由布市総合政策課 TEL:097-582-1111		
国東市	<b>●空港のある町、大分県国東市(くにさき)に拠点を設けませんか?</b>		
	次の業務を行う拠点を設ける場合は国東市が支援します! 対象業務:コールセンター、バックオフィス、サテライトオフィス等		・設備投資額の20%を助成! ・新規雇用に対して一人当たり80万円を助成! ・オフィス賃貸の場合、家賃を半額補助! ・空き家も紹介!県下トップクラスの空き家バンク物件数です。 ※要件や詳細等については、ぜひお問い合わせください。
	国東市役所 活力創生課 TEL:0978-72-5183	<a href="http://www.city.kunisaki.oita.jp/">http://www.city.kunisaki.oita.jp/</a>	
日出町	<b>●日出町企業立地促進条例</b>		
	【補助対象要件】・設備投資額5,000万円以上(製造業以外は2,000万円以上)(増設の場合は2,000万円以上) ・新規雇用者5人以上(増設は3人以上)		【補助対象経費及び補助額】①固定資産税の100分の50を補助(3年間) ②用地取得費の100分の20を補助(上限2,000万円) ③建物等の賃借料の100分の30を補助(年度あたり200万円、36月分、合計600万円が上限)
	日出町 商工観光課 TEL:0977-73-3158		
九重町	<b>●九重町の立地企業に対する優遇措置等</b>		
	【補助対象要件】・大分県基本計画に規定する業種 ・投資額1億円以上(増設は2,500万円以上) ・新規雇用者数5名以上(増設は1人以上) ・土地取得後1年以内の着工(増設は2年以内)		【補助対象経費及び補助額】①固定資産税額相当(3年間、限度額なし) ②新規雇用者数×5万円(限度額500万円) ③用地取得費×10%(限度額3,000万円) ④ケーブルテレビ引込工事費・加入金・使用料の免除(1回線、工事費、加入金は1回、使用料は3年間)
	九重町商工観光・自然環境課 商工・企業誘致グループ TEL:0973-76-3150 FAX:0973-76-2247		
玖珠町	<b>●玖珠町企業立地促進条例</b>		
	【補助対象要件】・新規雇用者5人以上(増設又は移転の場合は1人以上) ・公害防止措置の実施		【補助対象経費及び補助額】①新規雇用者数×10万円(限度額500万円/3年間)
	玖珠町企画商工観光課 商工労政・企業誘致班 TEL:0973-72-1151 FAX:0973-72-2180		
宮崎県	<b>●企業立地促進補助金</b>		
	対象要件 ①一般案件(新設):新規県内雇用者6人以上 ②一般案件(増設):新規県内雇用者51名以上		①雇用割:新規雇用者1人当たり50万円、投資割:投資額の8% 限度額:5億円 ②雇用割:新規雇用者1人当たり20万円、投資割:投資額の2% 限度額:2.5億円(共通) 通信回線等使用料の50%、施設整備費の1/3を補助 ※加算措置等あり。 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	宮崎県商工観光労働部企業立地推進局企業立地課 TEL:0985-26-7096	<a href="http://www.miyazaki-investment.com/">http://www.miyazaki-investment.com/</a>	

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
宮崎市	<b>●企業立地奨励制度</b>	
	対象要件 助成対象雇用者 6人以上	①立地企業助成金 (1)無期契約の助成対象雇用者 1人当たり 40万円 (2)有期契約の助成対象雇用者 1人当たり 10万円 ※加算措置等あり。限度額:上記(1)と(2)の合計で1億円。 ②オフィス等賃借助成金 賃借料一月分の1/2(限度額:100万円)を24カ月分助成。 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	宮崎市観光商工部商工戦略局工業政策課企業立地係 TEL 0985-21-1793 <a href="https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/location/selling_point/182760.html">https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/location/selling_point/182760.html</a> ※宮崎市の企業誘致のページ	
都城市	<b>●企業立地奨励制度</b>	
	対象要件 新規雇用 5人以上	①固定資産税 3年間課税免除 ②雇用奨励金 1人当たり 30万円(加算措置あり) ③賃料補助金 年間賃料の50% 2年間(雇用100人以上は3年間) ④通信回線使用料補助金 年間使用料の50%(雇用増加30人以上のみ) 3年間 ⑤施設整備補助金 施設整備費の25%(雇用増加30人以上のみ) ※②~⑤は限度額あり。【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	都城市商工観光部企業立地推進室企業立地担当 TEL 0986-23-2753 <a href="https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/site/ritti/9585.html">https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/site/ritti/9585.html</a>	
延岡市	<b>●企業立地促進条例等</b>	
	対象要件 新規雇用者数 2人以上 対象業務 コンタクトセンター、バックオフィス他	①雇用促進奨励金 新規雇用者1人当たり20万円(立地エリアによる加算措置あり) ②通信回線使用料助成金 年間使用料の80%(3年間) ③賃料助成金 家賃賃料の50%(3年間) 備品賃料の50%(3年間) ④施設整備・開設準備助成金 施設改修費2/3 備品購入費20% 開設準備費80% ※その他補助制度等あり。 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	延岡市商工観光部工業振興課企業立地係 TEL0982-22-7035 <a href="http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/display.php?clist=301">http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/display.php?clist=301</a>	
日南市	<b>●企業立地促進条例</b>	
	対象要件 ①新設・増設:新規雇用3人以上	①固定資産税5年間課税免除 ②雇用促進奨励金 新規雇用者20人以下:1人当たり30万円 新規雇用者21人以上:1人当たり36万円 ③企業立地助成金 用地取得費の1/4 施設整備費総額の1/2 ④高速通信回線使用料補助金 通信回線年間使用料の4/5(3年間) ※その他補助制度等あり。【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	日南市商工・マーケティング課商工係 TEL0987-31-1169 <a href="https://www.city.nichinan.lg.jp/">https://www.city.nichinan.lg.jp/</a>	
小林市	<b>●企業立地促進条例 ●企業立地助成制度</b>	
	対象要件 ①新規雇用5人以上	①固定資産税3年間課税免除 ②雇用促進助成金 新規雇用1人当たり20万円 ③設備投資助成金 固定資産税相当額の2年間分 ④賃借料助成金 用地・建物賃借料/月×12月(3年間) ⑤通信回線使用料助成金 専用通信回線年間使用料の80%(3年間) ⑥施設整備助成金 施設改修整備費の50%(1回限り) 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	小林市経済部商工観光課商工グループ TEL0984-23-1174 <a href="http://www.city.kobayashi.lg.jp/">http://www.city.kobayashi.lg.jp/</a>	
日向市	<b>●企業立地促進条例奨励措置</b>	
	対象要件 ①新規雇用 5人以上 ②投下固定資産総額 5,000万円以上	①固定資産税3年間課税免除 ②雇用促進奨励金 新規雇用者1人当たり20万円 ③オフィス賃借料助成金 賃借料の50%(5年間) ④通信回線使用料助成金 年間使用料の80%(3年間) ⑤通信回線設置費助成金 専用通信回線等の設置に係る費用(限度額10万円、1回限り) ⑥施設整備助成金 改装等に係る費用の2/3(限度額3,000万円) 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	日向市商工観光部商工港湾課港湾企業立地係 TEL0982-66-1025 <a href="http://www.hyugacity.jp/display.php?clist=1194">http://www.hyugacity.jp/display.php?clist=1194</a>	
串間市	<b>●企業立地促進条例 ●企業立地促進優遇制度</b>	
	対象要件 ①新設:新規雇用3人以上 ②増設:新規雇用2人以上	①固定資産税3年間課税免除 ②雇用促進助成金 1人30万円 ③用地取得費補助 取得費の30% ④施設整備費補助 整備費の50% ⑤オフィス等賃借料補助 限度額20万円/月(3年間) ⑥専用通信回線使用料助成金 専用通信回線使用料の80%(3年間) ⑦専用通信回線設置助成金 限度額10万円 ※その他補助制度等あり。【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	串間市商工観光スポーツランド推進課商工係 TEL0987-55-1127 <a href="http://www.city.kushima.lg.jp/main/business/cat4/cat2808/post-90.html">http://www.city.kushima.lg.jp/main/business/cat4/cat2808/post-90.html</a>	
鹿児島市	<b>●鹿児島市企業立地促進補助金</b>	
	インバウンドコールセンターの新増設を行う企業で、次の要件に該当するもの (1)新規雇用者30名(中心市街地11名)以上 (2)新規雇用者の人数要件は、かごしま連携中枢都市圏構成4市の市民(半数以上は鹿児島市民) (3)鹿児島市と立地協定を締結すること	①新規雇用者数×最大50万円[障害者100万円](3年間) ②設備投資額×2%(初年度のみ) ③固定資産税等の納税額×50%(3年間) ④オフィス賃借料×50%(3年間) ⑤通信回線使用料×50%(3年間) 限度額:総額3億円(3年間通算) 【その他の助成制度はお問い合わせください】
	鹿児島市産業局産業振興部産業創出課企業立地係 TEL 099-216-1314 <a href="https://www.city.kagoshima.lg.jp/rich/index.html">https://www.city.kagoshima.lg.jp/rich/index.html</a>	

自治体	●事業名(期間)またはアピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容/限度額】
薩摩川内市	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●薩摩川内市企業立地支援補助金●原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金(随時、相談受付中)	
	新たに薩摩川内市で、次の業務拠点を設けて事業を実施する企業への補助があります! 対象業種: 情報サービス業(インバウンドコールセンター含む)等 ※新規雇用者や操業開始までの期限要件有。	薩摩川内市のセールスポイント 1. 最長8年間約40%の電気料金の補助制度有! 2. 用地、施設設備の取得、賃借のうち最も有利な補助を選択可! 情報サービス施設への通信費補助有! 新規雇用者への補助有! 3. 「川内港久見崎みらいゾーン」の分譲が令和4年度より開始予定。 ※ご関心をお持ちの方は、「薩摩川内市 企業誘致」で検索、もしくは、下記までご連絡ください。
薩摩川内市 商工観光部 産業戦略課 産業グループ TEL:0996-22-8115(ガイダンス案内後に内線5761を押してください) 薩摩川内市企業誘致 HP アドレス <a href="http://kigyo-satsumasendai.jp">http://kigyo-satsumasendai.jp</a>		
奄美市	●奄美市企業立地等促進条例	
	●奄美市企業立地等促進条例 新規地元雇用8人以上・設備投資額2,000万円以上 ※情報サービス業に関しては、対象要件緩和等の特例措置あり 奄美市商工観光情報部商工政策課 TEL 0997-52-1111 (内線:5302) <a href="https://www.city.amami.lg.jp/">https://www.city.amami.lg.jp/</a>	●奄美市企業立地等促進条例 ①新規地元雇用者数×12万円 ②オフィス賃借料×1/4 ③通信回線使用料×1/4 ④研修費5万円/人 ※交付上限、特例措置における助成内容など詳細については、お問い合わせください
沖縄県	●情報通信産業振興地域による税の優遇措置	
	対象要件: 対象地域内において下記の情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人 ①減価償却資産の取得価額の合計額が1000万円を超えるもの ②機械・装置及び特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの	○国税(法人税): 投資税額控除制度 (1) 機械・装置及び特定の器具・備品: 取得価額の15%を法人税額から控除 (2) 建物及びその附属設備: 取得価額の8%を法人税額から控除 限度額: 取得価額の合計額は20億円を限度。控除額は法人税額の20%を限度(繰越税額控除4年間) ○地方税: 事業税、固定資産税、事業所税(那覇市のみ): 新・増設から5年間の課税免除 不動産取得税: 課税免除
公益社団法人 沖縄県産業振興公社 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口 TEL:098-894-6377 <a href="https://www.zei-tokku.okinawa/">https://www.zei-tokku.okinawa/</a>		

「地方自治体のコールセンター誘致助成制度」は専用 Web ページからもご覧になれます。

[https://ccaj.or.jp/telemarketing/yuchi\\_josei.html](https://ccaj.or.jp/telemarketing/yuchi_josei.html)

**コンタクトセンター関係者の皆さま 必読** 全国の書店・ネット書店で好評発売中

第1部 コンタクトセンターはどうあるべきか

- 1章 企業ミッションとセンターミッション  
コンタクトセンターの使命
- 2章 コンタクトセンターとカスタマーエクスペリエンス  
顧客体験 カスタマージャーニー

第2部 コンタクトセンターの作り方と運用の仕方

- 3章 コンタクトセンターのオペレーション設計  
チャンネル 業務フロー トークスクリプト
- 4章 組織作りとコミュニケーターの育成  
組織 職務定義 キャリアパス 採用 研修 定着
- 5章 コンタクトセンターのマネジメント  
KPI 効率 品質 シフト コスト リスク管理
- 6章 コンタクトセンターを支援するソリューションを知る  
ACD DB 統計レポート 通話録音 WFM

第3部 コンタクトセンターの改善・高度化の進め方

- 7章 コンタクトセンターの運用では、日々、改善と改革の努力を怠らない  
業務改善のPDCA 各ステップの手順とポイント  
コンタクトリズン分析
- 8章 様々なサービス・技術をいかに活用するか  
電話・IVR・メール・チャット・チャットボット・SMS・SNS  
VOC分析 在宅活用 BCP対策  
クラウドサービス RPA
- 9章 最新のコンタクトセンターを支えるテクノロジー  
テキストアナリティクス ナレッジ・FAQ  
音声認識 AI
- 10章 コンタクトセンターの将来展望を考える  
業務タイプ 将来展望の考え方

発行: 日本実業出版社 ●A5判、単色刷り、388ページ ●定価 3,300円(税込) ●ISBN 978-4-534-05838-6  
お問い合わせ:  
アドバンス・コンサルティング株式会社 山本 裕孝 mail▶sp685we9@oboe.ocn.ne.jp  
ビーウィズ株式会社 URL▶<https://www.bewith.net> mail▶PR@bewith.net

◎ CCAJ News のバックナンバーは Web サイトからご覧になれます。(無料) <https://ccaj.or.jp/ccajnews/>

**CCAJ News** Vol.293  
・294  
(2021年8月発行)

発行: 一般社団法人日本コールセンター協会  
編集発行人: 広報委員長 須藤大輔  
〒101-0042 東京都千代田区神田東松山下町 35 アキヤマビルディング 2 TEL: 03-5289-8891 URL: <https://ccaj.or.jp>

日本コールセンター協会電話相談室 **03-5289-0404** 受付時間 10:00 ~ 16:00 (土曜・日曜・祝日を除く)